

別紙4の2 ADR運用基準目録（「原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の分析 Ver. 3」（平成27年3月10日。以下、「分析3版」という。）甲D共180の2）

<<サマリー編>>

福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会において原子力損害賠償紛争解決センターにより平成26年12月末までに発表された公表和解事例1～969を検討したものです。なお、文部科学省がインターネット上で「原子力損害賠償事例集」を公表しています（後略）。

第1 避難指示等対象区域一個人損害

1 避難費用

[分析3版67頁（和解事例の番号を省略している場合がある。以下同じ。）]

避難指示等対象区域の避難費用について、中間指針では、「避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。」とされている。原則は、領収証等により実費を証明した場合にその実費を賠償すべきだが、例外として、領収証等による立証が困難な場合には、平均的費用を推計することで賠償されうるという枠組みと理解できる。（中略）妹宅、知人宅、親族宅（謝礼を含む）、親類宅、親戚宅、親族への謝礼、宿泊先への謝礼等、宿泊謝礼等の言葉使いからして、通常、領収証等の発行を求めないケースと思われる所以、例外として、平均的費用を推計する方法によったことが思料される（和解事例273も参照）。（後略）

[原告らが主張する基準等]

妹宅、知人宅、親族宅（謝礼を含む）、親類宅、親戚宅、親族への謝礼、宿泊先への謝礼等、宿泊謝礼等は、通常、領収証等の発行を求めるないケースと思われる所以、平均的費用を推計する方法による損害額が認容されるべきである。

## 2 生活費増加分について

〔分析3版67頁〕

### （1）中間指針の内容

中間指針では、避難等により増加した食費等の生活費増加費用については、通常の範囲のものは、精神的損害に加算し、加算後の一定額をもって両者の損害額として算定することとされている。ただし、避難前と比べて通常の範囲を超える特に高額な生活費増加分であると認められる場合には、別途、必要かつ合理的な範囲内で、その実費の賠償が認められる。例えば、自家消費用の農作物が生産できない場合や、井戸水が得られない場合、世帯が数か所に分離された場合などでも、避難前と比べて通常の範囲を超える特に高額な生活費増加分であると認められる場合には、別途、必要かつ合理的な範囲内で、その実費の賠償が認められ得る。（中間指針第二次追補Q&A集 問5）。

### （2）和解事例の検討

（前略）和解事例においては、東京電力に対する直接請求よりも柔軟な形で生活費増加分が認められる傾向にある。現在、公開中の和解事例について検討すると、認められた金額は、3万円程度から200万円超と極めて幅広い。

今回は、前回の和解事例の分析Ver.2以後に公表された和解事例から認められ得る生活費の増加分の項目について列挙することとする。

項目が明記されている和解事例の損害項目としては、交通費（和解事例（番号略。以下同じ））、食費の増加分、水の購入費用、通信費、光

熱費の増加分、被服費、クリーニング代、駐車場利用料、保育料・教育費、線量計購入費用、土壤検査・除草費用、ペット関連費、郵送費用、コピー代等が挙げられるが、以上は一例に過ぎない。また、家財道具等購入費用については、それぞれ生活費の増加分として認められていると考えられる。（後略）

[原告らが主張する基準等]

交通費、食費の増加分、水の購入費用、通信費、光熱費の増加分、被服費、クリーニング代、駐車場利用料、保育料・教育費、線量計購入費用、土壤検査・除草費用、ペット関連費、郵送費用、コピー代等および家財道具等購入費用については、「5 精神的損害」に含まれない生活費の増加分として認められるべきである。

3 生命・身体的損害 (省略)

4 就労不能等に伴う損害

[分析 3 版 70 頁]

(1) 中間指針の内容 (省略)

(2) 総括基準の内容

原子力損害賠償紛争解決センターから総括基準として公表された「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」（平成24年4月19日決定）は、「政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上

回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、「営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする」としており、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等の額が多額である場合について、1人月額30万円を目安にしている。

なお、東京電力は、平成24年6月21日、中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表している。

この点、総括基準を決定している総括委員会は、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えないとしている。

### (3) 和解事例の検討

和解事例において、避難指示等対象地域内に住居又は勤務先がある勤労者にかかる就労不能等損害を認めたもののそのほとんどが、就労が不能になった場合における給与の減収分を請求するものである。

#### 【因果関係に関するもの】

原発事故により転籍や出向を余儀なくされ、その転籍先や出向先での適応が問題となって、精神的疾患に罹り退職に至ったケースで因果関係を認めたものがある（和解事例825、和解事例856）。

勤務先のあるいわき市から週末家族の避難先である埼玉県に通う生活を約2年間送っていた申立人が、体力的精神的に限界を感じて退職したケースで因果関係を認めたものがある（和解事例965）。

妻子との別離を解消するために自主退職したケースで因果関係を認めた上で寄与度を5割としたものがある（和解事例878）。

#### 【損害に関するもの】

ア 将来の増収について（省略）

イ 中間収入の取扱いについて（省略）

ウ 就労不能損害の終期について（省略）

エ 退職金について（省略）

[原告らが主張する基準等]

中間収入の非控除限度額は、格別の立証を要することなく、1人月額50万円とし、個別の立証がなされた場合は、1人月額50万円以上を認定することも可能である。

## 5 精神的損害

[分析3版72頁]

(1) 中間指針の内容

ア 精神的苦痛の内容は、「自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ（屋内退避を長期間余儀なくされた者については行動の自由の制限等を余儀なくされ）、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（「日常生活阻害慰謝料」と呼ばれている。）」とされている。

イ 算定期間及び損害額

① 事故発生から6ヶ月間（第1期）は1人月額10万円を目安とする。

② 第1期終了から6ヶ月間（第2期）は1人月額5万円を目安とする。

③ 第2期終了から終期までは、改めて損害額を検討する。

④ 避難所等において生活していた期間は1人月額12万円を目安とする。

⑤ 屋内退避をしていた者については1人10万円を目安とする。

⑥ 上記損害額は原則として生活費の増加費用を含む。

ウ 始期及び終期 （省略）

(2) 中間指針第二次追補（平成24年3月16日）の内容

ア 避難指示区域について

① 第2期については避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を第3期とし、第3期において賠償すべき精神的損害は、原則として中間指針で示したとおりとする。

② 損害額について

- ・ 避難指示解除準備区域に設定された地域は、1人月額10万円を目安とする。
- ・ 居住制限区域に設定された地域は、1人月額10万円を目安とした上、概ね2年分としてまとめて1人240万円を請求できるものとする。但し、避難指示解除での期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。
- ・ 帰還困難区域に設定された地域については、1人600万円を目安とする。

③ 終期について (省略)

イ 旧緊急時避難準備区域

① 損害額は1人月額10万円を目安とし、通常の範囲の生活費の増加費用を含むものとする。

② 終期に関し、(後略)

③ (省略)

ウ 特定避難勧奨地点

① 損害額は1人月額10万円を目安とし、通常の範囲の生活費の増加費用を含むものとする。

② 終期に関し、(後略)

(3) 中間指針第四次追補(平成25年12月26日)の内容

ア 損害額

① 帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避

難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した1人600万円に1人1000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

② ①以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

③ 中間指針において精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

また、相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については  
(後略)

#### (4) 総括基準の内容

以上の中間指針を踏まえ、原子力損害賠償紛争解決センターが和解仲介の手続きを進める際に仲介委員が参照する一定の基準として、総括基準が示された。

##### ア 平成24年2月14日決定

###### ① 第2期の慰謝料について

今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料 月額5万円

避難所等において生活していた期間 月額7万円

###### ② 日常生活阻害慰謝料の増額事由

- ・ 要介護状態にあること
- ・ 身体または精神の障害があること
- ・ 重度または中程度の持病があること

- ・上記の者の介護を恒常的に行ったこと
- ・懷妊中であること
- ・乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ・家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ・避難所の移動回数が多かったこと
- ・避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと

イ 平成24年8月1日決定

旧緊急時避難準備区域に居住していた者の慰謝料につき、以下のとおり示された。

① 平成23年3月11日から平成23年9月30日まで月額10万円  
平成23年10月1日以降 月額8万円

この基準による場合は、当該期間中の生活費の増加費用（低額とはいえないものに限る。）については、当該慰謝料に含まれておらず、別途賠償を受けることができるものと扱う。

② 平成23年3月11日以降 月額10万円

この基準による場合は、①の基準による者との間に看過し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているものと扱う。

#### (5) 和解事例の検討

公表された和解事例を検討すると以下のとおりである。和解事例の内容については本項末尾の「避難指示等対象区域一個人一精神的損害一覧表」を参考にされたい。

ア 日常生活阻害慰謝料に関する和解事例の概要

① 日常生活阻害慰謝料の増額事由（波線は原告らが施した。以下同じ）

総括基準（平成24年2月14日決定）に該当する事由をもとに慰謝料の増額を認められている【和解案提示理由書6等】。

また、「その他避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと」として、車椅子で生活していた申立人がバリアフリー環境を失ったこと【和解事例183】、避難先の高等学校に馴染めなかつたこと【和解事例244】、家族が別離することで通勤・面会交通のための移動苦が生じたこと【和解事例311】、極度の精神不安定状態であったこと【和解事例437】、多数回の避難を行なつたこと【和解事例452】、母子家庭であったこと（親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境が悪化したこと）【和解事例816-1～7】等が考慮されている。また、高齢であることも、その他の事情との組み合わせで増額の理由とされている。

なお、東京電力株式会社は、平成26年1月17日付けプレスリリースにおいて、要介護者や障害者等に関し、その要介護度及び障害の程度に応じて月1万円から2万円の増額を、介護をした者についても一定の範囲で月1万円の増額をすることを発表した。

もっとも、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例では、複数の増額事由に該当する場合が多いため単純比較できないものの、同センターの増額額の方が東京電力の上記基準より大きくなっている。

- ② 「避難等対象者」に該当するか否か（省略）
- ③ 「避難等」が終了したか否か

避難先における結婚並びに就業場所及び避難先の変更等を理由に東京電力から避難慰謝料が打ち切られた事案において、東京電力の主張を排斥し、避難慰謝料の支払を継続させた事案が見られる【和

解事例530、535、544、545 等】。

また、避難先で避難前と同等の住居を確保し、生活の基盤を避難先に移したことをもって避難終了と認定した東京電力の判断を容認できないとした和解事例がある【和解事例387】。

④ 避難継続の必要性（旧緊急時避難準備区域）（省略）

イ 「その他の慰謝料」（中間指針第3 の6（備考）11）

① 将来の生活の見通しが立たないという不安が増大したために生じた精神的損害【和解事例2】【和解案提示理由書1】

② 終の棲家を失ったことによる精神的損害

【和解事例1、和解案提示理由書2】

③ ペットが死亡したことによる精神的損害

【和解事例1】【和解事例437】【和解事例509】等

④ 人工妊娠中絶に係る精神的損害【和解事例128】

⑤ 滞在者慰謝料等

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住している申立人について、平成23年3月11日から平成23年9月30日まで月額10万円、平成23年10月1日から平成24年2月29日まで月額8万円の滞在者慰謝料を認めた事例【和解事例331-1、和解案提示理由書15】。

これが総括基準（平成24年8月1日決定）となり、その後東京電力は、第二次追補等を踏まえ旧緊急時避難準備区域に生活の本拠となる住宅があった住民については、避難の有無や時期に関わらず、平成24年8月末まで1人月額10万円の慰謝料を支払う旨を発表した。

また、伊達市や南相馬市の特定避難勧奨地点が存在する地域では、特定避難勧奨地点に設定されなかった住民についても滞在者慰

謝料が認められるに至っている【和解事例923、939 等、和解案提示理由書25 から28まで】。特定避難勧奨地点及びこれに準じる地点の賠償については、「特集3」を参照されたい。

なお、滞在者慰謝料についても増額されたする事例が散見される【和解事例389、916】。

- ⑥ 避難先において死亡したことによる精神的損害（省略）
- ⑦ 介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられないことによる精神的損害【和解事例335】【和解事例389】
- ⑧ 営農できなくなったことによる精神的損害【和解事例470-1】
- ⑨ 旧緊急時避難準備区域内の病院における過酷な状態で勤務したことによる精神的損害【和解事例514】
- ⑩ 退職したことによる精神的損害

#### 【和解事例825】（事例編186頁）

旧警戒区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした、申立人1名の事案、対象期間H25.9.1～H26.5.31、避難生活による精神的損害として900,000円（月額100,000円相当）、対象期間H23.4.1～H25.10.31、家族別離の慰謝料増額分として930,000円（月額103,333円相当）、対象期間H23.7.1～H25.10.31、傷病罹患による慰謝料増額分として840,000円、対象期間の指定なし、退職慰謝料として500,000円とした事例（休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の寄与度は5割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、移転先で畠違いの専門知識や高度な語学力を求められしたことなどの影響でうつ病を発症したこと考慮し、自主退職と原発事故との因果関係を認めて就労不能損害（寄与度10割）及び

慰謝料が賠償された)

(11) 避難指示のため津波にさらわれた親族の捜索の継続ができなかつた

ことによる精神的損害（省略）

(12) 放射線被ばくへの不安や恐怖に係る精神的損害

平成23年3月15日以降の放射線量が高かつた期間に、飯館村

長泥地区（帰還困難区域）に2日以上滞在した者に対し、1人50

万円（妊婦及び子供は100万円）が賠償された【和解事例960-

3】。

「（別紙）避難指示等対象区域一個人一精神の一覧表」は省略

[原告らが主張する基準等]

ア 日常生活阻害慰謝料

日常生活阻害慰謝料の増額事由、総括基準（平成24年2月14日

決定）に該当する事由に関して、「その他避難生活に適応が困難な客

觀的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあ

ったこと」として、車椅子で生活していた申立人がバリアフリー環境

を失ったこと、避難先の高等学校に馴染めなかったこと、家族が別離

したことで通勤・面会交通のための移動苦が生じたこと、極度の精神

不安定状態であったこと、多数回の避難を行なったこと、母子家庭で

あったこと（親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労

環境が悪化したこと）、高齢であることなどは増額事由である。

被告東京電力株式会社の平成26年1月17日付けプレスリリース

の要介護者や障害者等に関し、その要介護度及び障害の程度に応じて

月1万円から2万円の増額を、介護をした者についても一定の範囲で

月1万円増額するという内容も最低基準として採用されるべきであ

る。

また、避難先における結婚並びに就業場所及び避難先の変更等は、避難慰謝料の打ち切りの理由とはならない。

また、避難先で避難前と同等の住居を確保し、生活の基盤を避難先に移したことが、避難終了と認定され得ないことは当然のことである。

イ 「その他の慰謝料」（中間指針第3 の6（備考）11）

- ① 将来の生活の見通しが立たないという不安が増大したために生じた精神的損害，
- ② 終の棲家を失ったことによる精神的損害，
- ③ ペットが死亡したことによる精神的損害
- ④ 人工妊娠中絶に係る精神的損害
- ⑤ 滞在者慰謝料等

被告東京電力の第二次追補等を踏まえ旧緊急時避難準備区域に生活の本拠となる住宅があった住民については、避難の有無や時期に関わらず、平成24年8月末まで1人月額10万円の慰謝料を支払う旨を発表内容は、区域の内外にかかわらず、また、期間の限定無しに最低基準額として採用されるべきである。

- ⑥ 避難先において死亡したことによる精神的損害
- ⑦ 介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられないことによる精神的損害
- ⑧ 営農できなくなったことによる精神的損害
- ⑨ 旧緊急時避難準備区域内の病院における過酷な状態で勤務したことによる精神的損害
- ⑩ 退職したことによる精神的損害

家族別離の慰謝料増額分として930,000 円（月額103,333 円相

当) 以上その他、原告らが事故後退職した事実さえ立証すれば、当該退職と原発事故との因果関係は通常認められることから、退職慰謝料が認められるべきである。その額は 50 万円下らず、具体的な事情によっては同額以上の慰謝料が認められるべきである。

- (11) 避難指示のため津波にさらわれた親族の捜索の継続ができなかつたことによる精神的損害（省略）
- (12) 放射線被ばくへの不安や恐怖に係る精神的損害

平成 23 年 3 月 15 日以降の放射線量が高かった期間に、飯舘村長泥地区（帰還困難区域）に 2 日以上滞在した者に対し、1 人 50 万円（妊婦及び子供は 100 万円）が賠償された【和解事例960-3】というのであるから、いわゆるホットスポットに 2 日以上滞在した者には、1 人 50 万円（妊婦及び子供は 100 万円）の慰謝料が認められるべきである。

## 6 一時立入費用

[分析 3 版 86 頁]

### （1）中間指針の内容

中間指針は、「避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等の含む）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる」としている。

また、交通費等の算定方法は、「仮に領収書等でその金額を立証することができない場合には、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法、例えば自己所有車両で避難した場合の交通費であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出し、また、宿泊費等であれば、当該宿泊場所周辺における平均的な

宿泊費等を算出してこれを損害額と推計するなどの方法で立証することも認められるべきである」としている。

## (2) 和解事例の検討

### ① 交通費等の算定方法

一時立入に伴う交通費等の算定方法については、東京電力㈱が交通費算定のために用いている基準を準用しているものが多いと思われる（和解事例9（和解案提示理由書5）参照）が、実費相当額が支払われている例も散見される（和解事例113など）。

#### 【東京電力㈱が用いている基準の一例】

##### 都道府県内移動の場合

1人につき、片道1回あたり5,000円（後略）

### ② 宿泊費・滞在費など

一時立入費用と併せて、宿泊費が認められているもののが多数ある。

### ③ 南相馬市小高区の集団申立てにおける基準（和解事例910-3） (省略)

#### 〔原告らが主張する基準等〕

ADRにおいても東電基準を準用しているものが多い以上、本件訴訟においても、東電基準が採用されるべきである。

## 7 財物損害〔分析3版87頁〕省略

### 7-1 財物損害（不動産）〔分析3版90頁〕省略

### 7-2 財物損害（自動車）〔分析3版94頁〕省略

### 7-3 財物損害（動産その他）

#### 〔分析3版94頁〕

### （1）直接請求における賠償の動向

直接請求においては、周知のとおり平成25年3月29日のプレスリ

リースで示された家財一式の定額による賠償が行われている。これに加えて、近時、平成26年3月26日付けのプレスリリースにより高額家財としての仏壇の賠償の開始が発表され、平成26年7月23日付で墓石等の修理にかかる費用の賠償の開始が発表されている。

## (2) 和解事例の検討

### ① 家財一式の賠償金額について

家財一式の賠償としては、直接請求における定額賠償の基準額と同一または近似した金額が賠償されている事例が多く見受けられる。直接請求における定額賠償の基準額より高い金額が認められている事例も見受けられる。(後略)

### ② 高額家財の賠償について（省略）

### ③ 墓地、墓石の賠償について（省略）

### ④ 事業用動産の賠償

#### [原告らが主張する基準等]

家財一式の賠償としては、直接請求における定額賠償の基準額と同一または近似した金額が賠償されている事例が多く見受けられ、直接請求における定額賠償の基準額より高い金額が認められている事例も見受けられる以上、自動車も含め、東電基準以上の賠償額が認められるべきである。

#### 8-1 放射線検査（人）費用

##### [分析3版96頁] 省略

#### [原告らが主張する基準等]

東電基準による賠償が認められるべきである。

#### 8-2 放射線検査（物）費用

##### [分析3版96頁] 省略

#### [原告らが主張する基準等]

東電基準による賠償が認められるべきである。

## 9 除染費用

[分析3版97頁]

(1) 中間指針の内容（省略）

(2) 直接請求における賠償の動向

従来、直接請求においては自主的に除染を行った費用に関する賠償は行われてこなかったところ、東京電力は平成26年9月18日付けプレスリリースにより平成23年3月11日から平成24年9月30日までに自主的に行った除染に係わる費用の賠償を開始すると発表した。

(3) 和解事例の検討（省略）

避難等対象区域における自主的な除染の費用の賠償については、屋根の修理、排水工事費用の賠償がされた事例【331-3】、屋根の葺替工事費用の賠償が認められた事例（140万円の賠償）【521-2】、樹木伐採費用の賠償が認められた事例（200万円等の賠償）【157、220、583、880】が見受けられる。

除染の方法としては、その他にも表土の剥ぎ取り工事、高圧洗浄機による洗浄、壁の塗り替え等が考えられるが、これらの作業に関する事例は避難等対象区域に関する事例では見受けられなかった。このことがこれらの作業が除染作業として認められないという趣旨を示すものではないと考えられる。ただし、行った作業が無制限に除染作業として認められ、賠償が認められるわけではないだろう。

直接請求においては平成24年9月30日までに行った除染作業に関する費用が賠償の対象とされているところ、現在公表されている事例では、平成24年9月30日以降に行ったと明らかに分かる除染作業について賠償が認められた事例は見受けられなかった。直接請求の対象期間以降の除染費用の賠償が和解仲介手続において認められるかは、現時点では判然としない。

除染費用に関する賠償が認められた場合には、ほぼ全ての場合に和解契約書において、除染費用に関し交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約する条項が付されている。

#### [原告らが主張する基準等]

個々の原告に生じた具体的な損害は、原告個別の準備書面にて主張し、その際、東電基準もしくはADR基準を最低限の賠償基準として主張する。

### 10 その他の損害

#### [分析3版98頁]

上記1から9までの項目に厳密に分類することのできない費目に関する賠償が認められている事例も存在する。主なものとしては以下のものがある。

##### ① 葬祭関連費用

避難中に亡くなった者の葬儀等の費用に関する賠償が認められた事例が複数見受けられる（死亡慰謝料請求と一体の事例がほとんどである）。

##### ② 自動車の管理等の費用

避難中に処分、あるいは新たに取得した自動車について登録費用や証明証書取得費用等の賠償が認められた事例が複数見受けられる。

##### ③ その他

他の項目に分類しがたい費目としてその他に、避難によりペットを失ったことに関する慰謝料の賠償が認められた事例【544】、住宅ローンの利息分相当額の賠償が認められた事例【905-2】、建築士設計・監理業務委託契約に基づき、申立人らが支払った設計料相当額、着手金相当額の賠償が認められた事例【936】等が見受けられる。

④ 費目の不分明なもの (省略)

[原告らが主張する基準等]

ADRの事例と類似する原告の事案については、同様の賠償が最低限認められるべきである。

1.1 弁護士費用 [分析3版98頁] 省略

第2 自主的避難等対象区域、その他一個人損害

<自主的避難等対象区域に関する賠償基準について> [分析3版100頁]

(省略)

1 精神的損害

[分析3版105頁]

(1) 和解事例の検討

自主的避難等対象区域における精神的損害に関しては、東京電力は、直接請求に応じている金額である妊婦・子ども60万円、その他の対象者8万円の内訳として、60万円の内の20万円が精神的損害に対する慰謝料、8万円の内の4万円が精神的損害に対する慰謝料として主張していると思われる。(後略)

(2) 精神及び身体の障害を抱えた方の増額事例

精神及び身体の障害を抱えた方や、その介護者には一定の増額が認められている。(後略)

(3) 新生児と共に避難したことなどによる増額事例 (省略)

(4) 事故後、避難所で生活した被害者の賠償事例

自主的避難等対象区域に該当するが、事故後、避難所で生活した被害者に対しても、避難生活に伴う精神的損害として、一定の額の賠償が認められている。

和解事例 158においては、本件事故当時、いわき市(自主的避難等対象

区域）に居住していた申立人（成人）の、避難所における 2 か月間の避難生活による精神的損害に対し、180,000 円の支払い義務があることが認められている。

#### （5）原発事故による事業所閉鎖等に伴う転勤、解雇などによる賠償事例

原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤して二重生活が生じたり、操業停止で解雇されたりした事例で、増額が認められている。

自主的避難等対象区域（いわき市）で家族と共に居住し、旧警戒区域の勤務先事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟県の事業所に単身赴任した、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.6.1～H25.2.28、精神的損害として 250,000 円（月額 11,904 円相当）とした事例（帰省費用、二重生活で生じた生活費増加費用等のほか、単身赴任に加え劣悪な環境での生活を余儀なくされたことを考慮して精神的損害が増額されて賠償された）【和解事例 591】

自主的避難等対象区域に居住し、同区域内で勤務していたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされた、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.8.1～H25.3.31、精神的損害として 200,000 円（月額 10,000 円相当）とした事例【和解事例 639】

自主的避難等対象区域（いわき市）で家族と共に居住し、旧警戒区域の勤務先事 108 業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟県の事業所に単身赴任した、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、精神的損害（定額）として 40,000 円、対象期間 H23.8.20～H25.6.30、精神的損害（増額分）として 230,000 円（月額 10,000 円相当）とした事例（二重生活で生じた生活費増加費用のほか、上記勤務地の移転により二重生活を余儀なくされたことを考慮して精神的損害が増額されて賠償された）【和解事例 733】

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、旧警戒区域内の

勤務先工場が原発事故により閉鎖され、県外工場に移動となり単身赴任をしている、申立人1名の事案、対象期間 H24.9.1～H25.7.31、精神的損害として 110,000 円（月額 10,000 円相当）とした事例（避難継続の合理性を認め、平成 25 年 7 月までに生じた帰省・通院費用、生活費増加費用、精神的損害の賠償が認められた）【和解事例 760】

また、自宅は自主的避難等対象区域であるものの避難指示解除準備区域内の単身赴任先に生活の本拠を認めた上で、県外の関連会社に転籍した事情を有する申立人の事例がある。（【和解事例 953】、後記（13））

- (6) 自主的避難等対象区域において事業を継続することができなくなった申立人について、精神的損害の賠償が認められた事例（省略）
- (7) 持病の悪化による生命・身体的損害が認められた事例（省略）
- (8) 死亡慰謝料が認められた事例（省略）
- (9) 事故時点で福島県内に在住していなかった被害者の賠償事例（省略）
- (10) 里帰り出産のために福島に滞在していた被害者の事例（省略）
- (11) 自主的避難等対象区域以外で、原発事故後も福島県内に異動したことのない被害者についての事例（省略）
- (12) 自主的避難等対象区域に所有する家屋を利用することを控えざるを得ないことが精神的損害として認められた事例（省略）
- (13) 生活の本拠を自主的避難等対象区域ではなく、避難指示等区域と認定して賠償を認めている事例（省略）

[原告らが主張する基準等]

「第 1 避難指示等対象区域一個人損害」「5 精神的損害」[原告らが主張する基準等]と同様の基準等を最低限の賠償基準とすべきである。

予備的に、別紙 1 の 2 記載の基準を最低限の賠償基準とすることを主張する。

## 2 避難費用及び帰宅費用

[分析 3 版 111 頁]

東京電力は、自主的避難等対象者に対して直接請求に応じている賠償額である妊婦・子ども60万円、その他の対象者8万円の内訳として、60万円のうちの20万円が慰謝料で、残りの40万円が実費、8万円のうちの4万円が慰謝料で、残りの4万円が実費として主張していると思われる。（後略）

〔原告らが主張する基準等〕

分析3版111頁にいう東電基準ではなく、別紙4の1第6記載のADR運用基準が示す賠償額を最低限の賠償基準とすべきである。

〔分析3版111頁〕

（1）高額に上った実費又は定額の賠償を認めた事例

（前略）

実費分が高額に上ったと思われる和解事例 230-2においては、福島市から自主避難した申立人 5名(東京に自主避難大人 2名、子供 3名)の事案で、避難費用(住居費)として 1,437,480 円(、引越し費用)として 74,500 円、避難雑費として 540,000 円(避難実費相当額が賠償された)の賠償が認められている。

その他、以下のような事例がある。

父は仕事のため福島県北地域の自宅に残り、母親と子供 2名が関西地方に自主避難した、申立人 4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用（交通費）として 216,390 円、引越し費用として 306,500 円、住居費として 710,150 円、対象期間 H24.1.1～H24.12.31、居住費として 400,000 円、避難雑費として 480,000 円とした事例（平成 23 年分のほか、平成 24 年 1 月から 12 月までの生活費増加分（月額 3 万円）及び避難雑費（子供 1 人当たり月額 2 万円）等が賠償された）【和解事例 476】

（中略）

父は仕事のため自主的避難等対象区域の自宅に残り、母と子供 1名が関西地方に自主的避難を実行した、申立人 3名の事案、対象期間 H23.3.11～H25.3

月末日、避難費用（宿泊謝礼）として 600,000 円、対象期間 H24.1.1～H25.3  
月末日、避難雑費として 300,000 円とした事例（取りあえず、申立てのあつた月である平成 25 年 3 月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額 3 万円）及び避難雑費（子供 1 人当たり月額 2 万円）等が賠償された）【和解事例 597】

（中略）

福島県南地域（白河市）から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 月末日、交通費として 632,100 円、宿泊謝礼として 30,000 円、引越し関連費用として 170,552 円、住居費として 121,670 円、対象期間 H24.1.1～H24.12 月末日、引越し関連費用として 73,270 円、住居費として 55,172 円、避難雑費として 240,000 円、対象期間 H25.1.1～H25.3 月末日、住居費として 15,000 円、避難雑費として 60,000 円とした事例（白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上である事を理由に、平成 25 年 3 月末までの避難費用及び避難雑費が認められた）【和解事例 794】

（中略）

自主的避難等対象区域（いわき市）、申立人 5 名（大人 2 名、子供 3 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 月末日、生活費増加費用及び移動費用として 1,280,000 円、対象期間 H24.1.1～H24.12 月末日、避難雑費として 720,000 円とした事例（末子が幼児である事、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていることなどを考慮し、平成 24 年 12 月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された）（被申立人は、平成 24 年 1 月以降の避難に基づく賠償には合理性がないと主張していた）【和解事例 871】

## （2）避難実行の始期、終期について参考になる事例

〔分析 3 版 114 頁〕

自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対などで決断が遅れ、退職して子供と共に避難を実行したのが平成24年8月となった申立人ら家族について、同月以降の避難費用、生活費増加費用、避難雑費及び就労不能損害等が賠償された事例。【和解事例547】

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成24年11月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、取りあえず、申立ての前の月である平成25年3月までに生じた避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例。【和解事例584】

（後略）

（3）同一市内で転居した場合について、避難費用等の賠償を認めた事例

（省略）

（4）自主的避難等対象区域に滞在し続けたが、週末に県外に短期の避難を実行した場合（いわゆる週末避難）の賠償を認めた事例

（省略）

（5）避難とは異なるが、通勤経路の変更により発生した費用の賠償を認めた事例

（省略）

〔原告らの主張する基準〕

「第1 避難指示等対象区域一個人損害」「1 避難費用および帰宅費用」に同じ。

但し、下記の1), 2) の基準等を最低額基準とすることを予備的に主張する（この基準は原子力損害賠償解決センターが示しているが（甲197の2p27。別紙4の2運用基準目録）、8割を基準とすること及び、月2往復を目安とすることに合理性はない。）。

記

定額を上回る実額の立証があった場合は、実額を賠償する。ただし、面会

交通費を実額で賠償する場合は月2往復分の実額を限度とする。)

- 1) 東京電力への直接請求で避難交通費として認められている金額の8割を基準とする。
- 2) 別離家族の面会交通費は、1)による金額の月2往復分までを賠償の目安とする。

### 3 一時帰宅費用及び家族相互の訪問費用（分析3版116頁）

[原告らの主張する基準等]

「2 避難費用および帰宅費用」に同じ

[分析3版116頁]

(前略)

和解事例154においては、高齢かつ身体に障害のある申立人に対し、避難及び帰宅に要した移動費用として176,190円の支払い義務を認めている（対象期間H23.3.11～H23.7.31）。

和解事例250においては、父が仕事のため郡山市に残り、母と子が自主的避難をしていた申立人3名の事案で、対象期間H24.1.1～H24.8.末日、避難費用（面会交通費）として358,400円を認めている。

和解事例283においては、伊達市の申立人5名（家族の一部が自主避難したことにより、二重生活を強いられた）の事案で、対象期間H23.3.11～H24.9月末日、H23年分避難費用（面会交通費）として268,800円、H24年分避難費用（面会交通費）として345,600円を認めている。（中略）

父は仕事のため自主的避難等対象区域の自宅に残り、母と子供1名が関西地方に自主的避難を実行した、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H25.3月末日、避難費用（面会交通費）として1,200,000円とした事例（取りあえず、申立てのあった月である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された）【和解事例597】

#### 4 生活費増加分

[原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて] (分析2版21頁)

第6 自主的避難実行者 (分析2版27頁)

別紙4の1第6記載のとおり

[原告らの主張する基準等]

別紙4の1第6記載のADR運用基準が示す賠償額を最低限の賠償基準とすべきである。

[分析3版119頁]

(前略)

自主的避難等対象区域、申立人6名（妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった）の事案、対象期間本件事故発生日～H24.12月末日、生活費増加費用（家財道具購入費用）として300,000円、（住居費）として5,400円、（二重生活に伴う増加分）として900,000円、（野菜の購入費）として143,000円、通学用品購入費として13,142円とした事例（面会交通費・一時帰宅費、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加分及び平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された）【和解事例467】

父は仕事のため福島県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主避難した、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、生活費増加費用（家財道具購入費用）として122,178円、（一般）として300,000円、対象期間H24.1.1～H24.12.31、生活費増加費用（一般）として360,000円とした事例（平成23年分のほか、平成24年1月から12月までの生活費増加分（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された）【和解事例476】

(中略)

自主的避難等対象区域（福島市）、申立人3名の事案、対象期間H24.11.12

～H24. 12. 8、家財道具購入費として336, 649 円、対象期間H23. 3. 11～H24. 12. 15、幼稚園入園費用として85, 195 円とした事例（子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射線被害を心配して平成24 年11月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、取りあえず、申立ての前の月である平成25 年3 月までに生じた避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された。）【和解事例584】

自主的避難等対象区域（郡山市）、申立人4 名（父、母、幼児、乳児）の事案、対象期間H23. 3. 11～H23. 12 月末日、二重生活に伴う生活費増加分として270, 000円、家財道具購入費用として300, 000 円、学用品として117, 000 円、対象期間H24. 1. 1～H24. 12 月末日、二重生活に伴う生活費増加費用として360, 000 円、対象期間H25. 1. 1～H25. 9 月末日、二重生活に伴う生活費増加費用として270, 000 円（請求のあった平成25年9 月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された）【和解事例819】

自主的避難等対象区域（いわき市）、申立人5 名（大人2 名、子供3 名）の事案、対象期間H23. 3. 11～H24. 8 月末日、平成12 年12 月5 日付東電プレスリリースに基づく追加賠償（追加的費用）として200, 000 円、対象期間H23. 3. 11～H23. 12 月末日、生活費増加費用及び移動費用として1, 280, 000 円、対象期間H24. 1. 1～H24. 12 月末日、自家消費野菜・米として114, 000 円とした事例（末子が幼児である事、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていることなどを考慮し、平成24 年12 月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された）（被申立人は、平成24 年1 月以降の避難に基づく賠償には合理性がないと主張していた。）

#### 【和解事例871】

自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち1 名（大人）が平成24 年1 月に避難を開始した、申立人3 名の事案、対象期間H24. 1. 1～H25. 1. 31、生活費増加費用（二重生活）として390, 000 円、家財道具購入費用として

27,524 円、自家消費野菜として84,500 円とした事例（自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったこと等を考慮し、請求のあった平成25 年1 月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された）【和解事例 885】

(後略)

## 5 就労不能等に伴う損害

[分析 3 版 124 頁]

自主的避難等対象区域について、就労不能等に伴う損害を認めている事例で公表されているものは、比較的多い。

就労不能等の原因としては、自主的避難によるもの、風評被害のため事業所閉鎖や解雇された場合などがある。

対象期間においても、5 日の事例(欠勤)から 1 年を超える事例まで様々であり、認められている金額も対象期間に応じて、数万円の事例から、440 万円を超える事例まで様々である。

(後略)

[原告らが主張する基準等]

「第 1 避難指示等対象区域一個人損害」「4 就労不能損害」に同じ

## 6 財物損害

[分析 3 版 124 頁] (省略)

[原告らが主張する基準等]

個々の原告に生じた具体的な損害は、原告個別の準備書面にて主張する。

## 7 除染費用

[分析 3 版 125 頁] (省略)

[原告らが主張する基準等]

個々の原告に生じた具体的な損害は、原告個別の準備書面にて主張する。

## 8 その他の費用

[分析 3 版 126 頁]

詳細が不明なものもあるが、自主的避難等対象区域におけるその他の損害としては、放射線測定機購入(和解事例 29、230-1、300)、自家消費等目的の野菜類の放射線検査費用(和解事例 66)、通勤費増額(和解事例 38)、学校を休学した期間中の授業料相当額の損害(和解事例 117)、薪代金(和解事例 142)、幼稚園通園用品購入費用(和解事例 396)、チェーン購入費(和解事例 503-1)、事故による通勤経路変更による費用増としてオイル交換費用、タイヤ交換費用を認めた事例(和解事例 503-1)、介護費用增加費用(施設利用料、通所費用)を認めた事例(和解事例 827)などがある。

また、検査費用(検査料あるいは検査のための交通費)を認めた事例がある(和解事例 467、676、767)。(後略)

[原告らが主張する基準]

和解事例と類似する事案・損害については、同様の基準で最低額の賠償が認められるべきである。

## 9 弁護士費用（省略）

### 第3 避難指示等対象区域 – 営業損害

#### 1 逸失利益

[分析 3 版 127 頁]

(1) 中間指針は、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害（逸失利益）と認められ、対象となる事業は営利目的の事業に限られず、また、その事業の一部を対象区域内で営んでいれば対象となり得る、としている。

逸失利益は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益（売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等も含む）

と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用（売上原価のほか、販売費及び一般管理費も含む）と実際に負担した費用との差額を控除した額としている。ただし、将来の売上のための費用を既に負担し、又は継続的に負担せざるを得ないような場合には、本件事故によっても負担を免れなかつたとして、これを控除しないこととなる。

総括基準（平成24年4月19日決定）では、仲介委員が営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定をするにあたり、

- ・平成22年度（又は同21年度、同20年度）の同期の額
- ・同22年度（又は同21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均含む）
- ・同20年度から22年度までの各年度の収入額に変動が大きい等の事情がある場合には、同22年度以前の5年度分の平均値（加重平均含む）
- ・同23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
- ・営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額の各算定方法の内、一つの合理的な算定方法を選択すれば足り、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される、としている。

また、営業損害算定の収入の控除につき、中間指針では、営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、利益を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとし、総括基準ではこれを具体化し、本件事故がなくても当該営業が実行されたことが見込まれるとか、当該営業が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、避難先等における営業によって得た利益は営業損害の損害額から控除しないものとし、利益額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額（原則1人30万円、個別の和解仲介手続において月額50万円とすることも差し支えない）を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害の損害額から控除するものとする、としている。

## (2) ア (省略)

イ 損害額の算定方法に関しても、（中略）直接請求で逸失利益算定の基準とされた基準年度（H21.8～H22.7）を変更して新たな基準年度（H22.3～H23.2）を基準として賠償額が算定された事例（和解事例734）等、総括基準にもあるように必ずしも平成22年度収支を基準とするものでない。また、不動産賃貸業の逸失利益につき、（中略）。事業再開後の売上げについても、早期に代替設備を整えて事業を再開した特別の努力により、操業停止による逸失利益が減少したことを考慮して、逸失利益の賠償額が算定された事例（和解事例475）や、売上げ確保のために従業員の通勤負担の大きい会津地域や県外の現場作業も受注していたことを特別の努力として考慮し、逸失利益等が賠償された事例（和解事例822）等特別の努力を考慮して逸失利益を認める事例や、避難先での事業再開後の売上げを

控除すべきとの東京電力の主張を排斥して、休業に伴い売上げが減少したことによる逸失利益が賠償された事例（和解事例484）も認められる。（後略）

ウ 損害の立証方法も、確定申告書、領収書等の客観的資料がなくとも、申立人や作業依頼者の陳述に基づき賠償された事例（和解事例433、721、798）もあり、厳密な立証までは求められていない。

エ もっとも、逸失利益、追加的費用、その他の損害の賠償が厳密に分けられているわけではなく、（後略）

#### [原告らが主張する基準等]

総括基準を基本とし、ADRにおけるように、損害の立証方法は、確定申告書、領収書等の客観的資料がなくとも、厳密な立証までは求めることなく、原告ら等の陳述に基づく方法によりなされるべきである。

- 2 追加的費用 [分析3版130頁] 省略
- 3 その他の損害

#### [分析3版131頁]

- (1) 中間指針は、（後略）
- (2) ア 和解事例をみると、（中略）

イ 財物損害の算定方法については、特に事業用動産につき取得価格に実際の効用持続年数を用いて賠償額を算出する傾向がある。（後略）

ウ 財産や取得価格を証明する帳簿や書証が存在しない場合でも、写真や申立人の陳述からその存在を認定した上で、同種品の現在価格から取得価格を推定して実際の使用可能年数を考慮した減価をして損害額を算定した事例（和解事例673）や、新品価格の50～80%の金額で賠償額が算定された事例（和解事例707）、概算額の7割を賠償すべき損害と認定した事例（和解事例728）が認められ、必ずしも厳密な立証までは求められていない。

[原告らが主張する基準等]

ADRと同様に、財産や取得価格を証明する帳簿や書証が存在しない場合でも、写真や原告らの陳述からその存在を認定した上で、同種品の現在価格から取得価格を推定して実際の使用可能年数を考慮した減価をして損害額を算定したり、新品価格の50～80%の金額で賠償額を算定したり、概算額の7割を賠償すべき損害と認定したするなどして、必ずしも厳密な立証までは求められるべきでない。

4 弁護士費用 (省略)

## « 和解事例一覧 編 »

### 第1 避難指示等対象区域一個人損害

#### 1 避難費用（分析3版145頁）

（前略）

（分析3版145頁）旧警戒区域（富岡町）、申立人2名（夫婦）の事案、対象期間H23.3.11～H24.5月末日、X1について交通費として21,000円、雇用促進住宅共益費として9,600円、謝礼として192,000円、家財道具購入費として400,000円、被服費増加分として200,000円とした事例【和解事例491】

（中略）

（分析3版146頁）旧警戒区域（檜葉町）、申立人1名の事案、対象期間H23.9.1～H23.11.30、避難帰宅費用として110,000円とした事例（平成23年6月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は檜葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続が認められた）（平成23年8月分までは、別途直接請求で賠償済み）【和解事例530】

（中略）

（分析3版146頁）原発事故当時、関東地方の自宅を離れ旧警戒区域内の工場に単身赴任中であったが、原発事故直後に工場が閉鎖となり関東地方の自宅に戻ることを余儀なくされた、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H25.4.30、避難交通費として26,000円、家族間移動交通費（平成23年8月分、平成24年3月分及び同年4月分）として76,000円、衣類購入費用として40,922円、家電製品購入費用として88,740円、通信費増加分として19,889円とした事例（自宅に戻った時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、自宅に戻った以降も避難慰謝料の賠償継続が認められた）【和解事例544】

(中略)

(分析3版148頁) 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した、申立人3名（うち2名は高校生と中学生）の事案、対象期間H23.3.20～H23.5.17、宿泊費（○○アパートの家賃。礼金等を除く。）として107,766円とした事例（子供2名が避難先の高校・中学に通学していること等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難費用、日常生活阻害慰謝料などの賠償継続が認められた）【和解事例799-2】

(分析3版150頁) 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.5.14、X1について○○への往復交通費（自家用車）として36,000円、宿泊謝礼として180,000円とした事例（旧警戒区域の歯科医院にて歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により同医院が閉鎖していただめ、治療の中断等で症状が悪化し、他院への通院回数が増加したことを考慮し、通院交通費増加分、通院慰謝料等が賠償された）【和解事例837-1】

(中略)

(分析3版151頁) 居住制限区域から関西地方に避難した、申立人5名の事案、対象期間H24.7.1～H25.6.30、借上住宅費用として25,080円、対象期間H24.6.1～H25.11.3、親族間交通費として334,850円、対象期間の指定なし、家電製品として316,400円とした事例【和解事例877】

(中略)

(分析3版153頁) 檜葉町（避難指示解除準備区域）から東京へ避難した、申立人2名の事案、対象期間H23.3.13～H23.4.20、避難費用（親戚宅滞在費）としてX1について75,000円、X2について195,000円、対象期間H23.3.13～H23.3.19、（駐車場代）としてX1について7,000円とした事例【和解事例902-2】

帰還困難区域（双葉町）に居住し、工務店を営んでいた申立人3名の事

案、対象期間H23.3.11～H24.9.30、避難費用（家財道具、電化製品）として5,632円、（食費増加分）として22,857円、（交通費・通信費）として5,000円、（被服費）として22,798円、（医療費）として30,550円、（一時帰宅費用）として66,000円、（その他）として23,575円とした事例【和解事例905-1】

旧警戒区域（南相馬市小高区）から避難した住民による集団申立てにおいて、先行して和解案が提示されたいわゆるチャンピオン案件の申立人ら6名の事案、対象期間H23.3.11～H24.7.31、避難交通費としてX1、X2について各34,000円、X3について62,000円、X4について107,000円、X1について宿泊費用・謝礼として2,500円、家財購入費・被服費・日用品費用として1,500,000円、通信費増加費用として84,000円、食費増加費用として255,000円、水道光熱費（水道料金）として55,500円、水道光熱費（世帯分離）として35,000円、交通費増加費用として170,000円、その他（自動車修理）として4,030円、その他（コインランドリー）として3,000円、X3について宿泊費用・謝礼として15,000円、駐車場賃貸費用として83,179円、教育関係費用として52,050円、交通費増加費用として170,000円、その他（クリーニング代）として6,629円とした事例（避難費用、一時立入費用、営業損害、就労不能損害、生命・身体的損害、精神的損害等が賠償された）（上記集団申立ての連絡書【910-3】において、申立人らについての避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害、就労不能損害の解決基準が示されている）

#### 【和解事例910-2】

（中略）

（分析3版154頁）避難指示解除準備区域（浪江町）で一人暮らしをしていたが、原発事故による避難により体調を悪化させ、仮設住宅等での一人暮らししが困難な状況となったため、栃木県の長男宅に滞在し、長男に対し月額約6万円の宿泊謝礼を支払っていた申立人1名の事案、対象期間H23.12.1

～H25.4月末日、避難費用（宿泊謝礼）として1,020,000円とした事例（体調が回復した平成25年4月まで月額6万円の宿泊謝礼等が賠償された）

【和解事例958】

（中略）

（分析3版154頁）帰還困難区域（大熊町）から関西に避難した、申立人1名の事案、対象期間H25.6.1～H26.2.28、家賃として599,940円（家賃月額66,660円×9ヶ月）、対象期間H26.3.1～H26.7.31、家賃として435,000円（家賃月額87,000円×5ヶ月）、対象期間H26.8.1～H28.2.29、家賃（将来分）として1,266,540円（左記期間において当事者間に争いのない範囲の家賃月額66,660円×19ヶ月）、対象期間H25.6.1～H26.7.31、駐車場代として140,000円、対象期間H26.3.11、駐車場事務手数料として3,000円、対象期間H26.2.27、仲介手数料として25,988円、賃貸礼金として30,000円、対象期間H26.3.5、引っ越し費用として45,975円、対象期間H25.6.1～H26.3.31、家族間移動費用として135,700円とした事例（単身でマンションに居住していたが、結婚や子どもの出生等を契機として従前より床面積が広く賃料も高いマンションに転居した申立人について、申立人の転居には合理性が認められるとして、和解案提示時までの賃料増額分や引越し費用等が賠償された）【和解事例962】

（後略）

2 生活費増加分（分析3版156頁）

（前略）

旧警戒区域（浪江町）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、通信費増加費用として141,060円とした事例（旧警戒区域（浪江町）からいわき市に避難した申立人について、避難生活のため増加した携帯電話の利用料金が賠償された）（東京電力から直接賠償を受けた月額10万円の精神的損害の賠償とは別）【和解事例449】

(中略)

(分析3版157頁) 旧警戒区域（双葉町）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、家財・生活費増加費用として270,000円、対象期間H23.3.11～H25.3.31、食費増加費用として110,000円とした事例【和解事例555】

(中略)

(分析3版157頁) 旧警戒区域（帰還困難区域）、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、一般生活費用品費として1,123,739円、被服費として438,121円、通信費として126,624円、食費として160,000円とした事例【和解事例586】

旧警戒区域、申立人2名（新聞販売店）の事案、対象期間H23.9.1～H24.8月末日、X1について生活費増加分（衣服・日用品代）として308,236円、クリーニング代として50,700円、家電代として437,864円、家具代として273,811円、X2について衣服代として245,132円、家具・家電代として104,556円とした事例（避難費用、避難慰謝料、営業損害及び営業再開に向けて支出された販管費等が賠償された）【和解事例613】

(中略)

(分析3版157頁) 旧警戒区域（帰還困難区域）、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、X1について生活費増加費用①線量計として214,155円、②土壤検査費用・除草剤として55,778円、③○○会議交通費として3,000円、X2について①駐車場代として26,000円、②仮設住宅水道料として64,428円、③日用品等購入費として105,696円とした事例【和解事例638】

(中略)

(分析3版158頁) 旧警戒区域内の高校に進学し、同高校の近所の寮で生活していたが、原発事故後に会津地域の実家へ避難し、会津地域の高校へ

の転校を余儀なくされた、申立人1名（高校生）の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、その他（制服、運動着、シューズ、スパイクシューズ、自転車、トレーニングウェア、布団、毛布上下、枕、ドライヤー、ヘアアイロン、教科書、辞書、通学用カバン）として、208,494円とした事例【和解事例810】

（中略）

（分析3版159頁）檜葉町（避難指示解除準備区域）、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X1について生活費増加分（家財等購入費、食費増加分）として403,067円とした事例【和解事例839-1】

（中略）

（分析3版160頁）居住制限区域から関西地方に避難した、申立人5名の事案、対象期間H23.5.1～H25.6.30、光熱費増加費用として303,620円、通信費増加費用（モデム、インターネット利用料金）として126,609円、対象期間H23.3.11～H25.6.30、携帯電話料金として132,664円とした事例【和解事例877】

浪江町（居住制限区域）、申立人1名の事案、対象期間H24.4.1～H26.2.28、食費増加分として50,000円とした事例【和解事例879】

（中略）

（分析3版160頁）双葉町（帰還困難区域）、申立人3名（夫婦と成人の子）の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、X1について家財購入費・被服費として454,055円、ペット関連費用として21,600円、食費増加費用として130,000円とした事例【和解事例890-2】

（中略）

（分析3版161頁）旧警戒区域（富岡町）から避難した申立人2名の事案、対象期間H24.9.6、カーテン購入費用として195,073円、対象期間H24.10.28、物置購入費用として173,010円、対象期間H25.2.28、暖房器具

(ファンヒーター) 購入費用として9,980 円とした事例（仮設住宅から現在の住居に移った際に購入した物置・カーテン・暖房器具について、仮設住宅入居時に同一品目の生活用品を購入するなどしており、その費用は既に賠償がなされていたが、再度購入した事情等を踏まえ、新たに購入する必要があったとして、その購入代金相当額が賠償された）【和解事例899】

（中略）

（分析3版161頁）特定避難勧奨地点が多数設定されている南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H26.1.31、生活費増加費用（食費増加費用）として233,334円、（ミネラルウォーター購入費用）として8,000 円、対象期間H23.11.1～H25.5.31、生活費増加費用（駐車場代（福島市○町○番地所在））として133,000 円とした事例（和解提示時である平成26年1月まで一人当たり月額100,000 円の精神的損害等が賠償された）（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）【和解事例907】

（中略）

（分析3版162頁）旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H26.3.31、自家消費米購入費として123,333円、自家消費野菜購入費として61,667 円、対象期間H23.9.1～H24.8.31、水購入費として60,000 円とした事例（自宅近隣の田畠で自家消費用の米の作付や野菜の栽培をしていた申立人について、原発事故後、居住地の放射線量の高さなどから、放射性物質による汚染の危険性を懸念して米の作付や野菜の栽培をやめ、商店から米や野菜を購入したことに合理性を認め、平成26年3月までの米や野菜の購入費用が賠償された）【和解事例924】

（中略）

（分析3版162頁）特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区

馬場地区に居住していた、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H26.4.30、食費増加費用として380,000円、ミネラルウォーター購入費用として216,000円とした事例（和解提示時である平成26年4月まで一人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された）（上記申立人を含む集団申立ての和解提示理由書（掲載番号27）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている）【和解事例941】

3 生命・身体的損害（分析3版164頁）（省略）

4 就労不能等に伴う損害（分析3版169頁）

（前略）

（分析3版169頁）旧緊急時避難準備区域内（南相馬市原町区）、申立人2名の事案、対象期間H25.1.1～H25.3.31、X1について就労不能損害とし1,842,984円とした事例（避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、定年退職の予定時期であった平成25年3月末までの就労不能損害が賠償された）【和解事例462】

（中略）

（分析3版169頁）旧警戒区域内（双葉町）、申立人1名（本宮市内に家族と共に避難し、避難先からの通勤が困難になったことから勤務先を退職した）の事案、対象期間H23.3.11～H24.11.30、就労不能損害として7,446,929円とした事例（退職時期が平成23年7月であることから退職と原発事故との因果関係を否定した東京電力の主張を排斥して、就労不能損害が賠償された）【和解事例507】

（中略）

（分析3版170頁）旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、関東地方へ避難した後の平成23年10月に勤務先の退職を余儀なくされた、申立人1名の事案、対象期間H23.11.1～H25.4月末日、就労不能損

害として4,420,008 円とした事例（就労不能損害の賠償終期を平成23 年12 月末とする東京電力の主張を排斥し、申立人が南相馬市に帰還して間もない平成25 年4 月末日時点においては事故前と同様の求職・就労環境にあるとは認められないとして、同日までの就労不能損害が賠償された）【和解事例548】

（中略）

（分析3版171頁）原発事故により旧警戒区域（浪江町）から関東地方に転勤したが、一緒に関東地方に避難し、避難により心身の状況が悪化した両親の介護等のために自主退職した、申立人1名の事案、対象期間H24.1.1～H25.3.31、就労不能損害として8,838,010 円とした事例（自主退職と原発事故避難との間の因果関係を認め、申立人が請求している平成25 年3 月までの就労不能損害が認められた）【和解事例615】

（中略）

（分析3版171頁）旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した、申立人3名（うち2名は高校生と中学生）の事案、対象期間H23.3.11～H25.2.28、就労不能損害（申立人X 1〇塾）として2,133,000 円とした事例（子供2名が避難先の高校・中学に通学していること等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難費用、日常生活阻害慰謝料などの賠償継続が認められた）【和解事例799-2】

（中略）

（分析3版172頁）旧警戒区域から避難した、申立人1名（役場職員）の事案、対象期間H25.4.1～H25.10.31、就労不能等に伴う損害・給料減収分として2,311,170 円、対象期間の指定なし、就労不能に伴う損害・退職金減収分として3,406,256 円とした事例（子や家族と離れて避難生活を送りながら勤務を続けていたものの、避難者対応等の激務、避難長期化のため子と同居して世話をすることなどにより、退職を余儀なくされたとし

て、就労不能損害として、給与相当額のほか退職金減額分の7割が賠償された) 【和解事例832】

(分析3版173頁) 旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から関東地方に避難したが、同区域の解除後、夫のみ仕事のために南相馬市に戻り、妻子との別離が生じていた、申立人4名の事案、対象期間H25.1.1～H25.6.30、X1について就労不能損害として1,079,433円とした事例(原発事故から1年9か月余り経過した平成24年12月に妻子との別離を解消するために夫が自主退職したことと原発事故との間の相当因果関係を認め、寄与度を5割とした上で、平成25年1月以降の就労不能損害が賠償された)

#### 【和解事例878】

(後略)

#### 5 精神的損害(分析3版176頁)

旧警戒区域(浪江町)、申立人3名の事案、対象期間H24.3.1～H24.8.31、精神的損害としてX1について600,000円(月額100,000円相当)、対象期間H23.3.11～H24.8.31、精神的損害としてX2について2,690,000円(月額149,444円相当)、X3について2,570,000円(月額142,777円相当)とした事例(避難慰謝料の増額事由として、家族の分離、極度の精神的不安定状態、避難所の移動回数が多かったこと及びペットの喪失が考慮された) 【和解事例437】

(中略)

(分析3版178頁) 旧警戒区域(富岡町)、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H24.7.31、精神的損害としてX1・X2について各3,060,000円(月額180,000円相当)、X3について2,720,000円相当(月額160,000円相当)、X4について3,400,000円(月額200,000円相当)とした事例(高齢者につき要支援1から要介護4への状態の悪化、避難中の負傷や肺炎等のり患、病院や施設の多数回の移動等を考慮して月10割、他の高齢者につき

要支援2 から要介護1への状態の悪化等を考慮して月6割、両名を介護した息子夫婦につきそれぞれ月8割の増額が認められた) 【和解事例492】

(中略)

(分析3版179頁) 原発事故当時、旧計画的避難区域で木製家具の製造・販売業を営んでおり、避難を余儀なくされて操業を停止した、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、精神的損害として各1,410,000円(月額117,500円相当)とした事例【和解事例518】

(中略)

(分析3版180頁) 原発事故当時、関東地方の自宅を離れ旧警戒区域内の工場に単身赴任中であったが、原発事故直後に工場が閉鎖となり関東地方の自宅に戻ることを余儀なくされた、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H25.4.30、精神的損害として平成23年3月分として156,000円、平成23年4月ないし平成25年4月分として各月130,000円、合計3,406,000円、ペシト喪失慰謝料として50,000円とした事例(自宅に戻った時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、自宅に戻った以降も避難慰謝料の賠償継続が認められた)【和解事例544】

(中略)

(分析3版181頁) 旧警戒区域(帰還困難区域)、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、日常生活阻害慰謝料としてX1について1,720,000円(月額107,500円相当)、X2について1,620,000円(月額101,250円相当)、加算増額分としてX1について216,000円(月額13,500円相当) X2について372,000円(月額23,250円相当)とした事例(避難慰謝料につき、原発事故直後から平成23年8月までの避難中の家族の別離(単身赴任)等を考慮して夫に月3割の増額、また、同期間中の家族の別離及び祖父の介護を考慮して、妻に月6割の増額が認められた)【和解事例586】

(中略)

(分析3版182頁) 自宅が特定避難勧奨地点に指定された、申立人1名  
(近隣で農業及び林業) の事案、対象期間H23.3～H24.5、避難慰謝料として  
300,000円（月額20,000円相当）、対象期間H24.6～H25.5、避難慰謝料とし  
て1,560,000円（月額130,000円相当）とした事例（精神的損害及び営業損  
害等が賠償された）（平成24年5月分までの精神的損害165万円を別途受領  
済み）【和解事例620】

(中略)

(分析3版184頁) 旧警戒区域内の高校に進学し、同高校の近所の寮で  
生活していたが、原発事故後に会津地域の実家へ避難し、会津地域の高校へ  
の転校を余儀なくされた、申立人1名（高校生）の事案、対象期間H23.3.11  
～H25.2.28、避難慰謝料として2,400,000円（月額141,176円相当）とした  
事例（実家への避難・転校の時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、  
高校卒業時までの避難継続を認めて、避難慰謝料が賠償された）【和解事例  
810】

(分析3版184頁) 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯、母子  
家庭で就労する母親や保育を要する子ら、申立人3名の事案、対象期間  
H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として4,960,000円（1人月額165,333円  
相当）とした事例（原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポ  
ート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月  
額3割から9割の増額が認められた）【和解事例816-1】

(分析3版184頁) 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯、母子  
家庭で就労する母親や保育を要する子ら、申立人2名の事案、対象期間  
H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として3,460,000円（1人月額173,000円  
相当）とした事例（原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポ  
ート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月  
額3割から9割の増額が認められた）【和解事例816-2】

(分析3版184頁) 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯、母子家庭で就労する母親や保育を要する子ら、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として3,840,000円（1人月額192,000円相当）とした事例（原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた）【和解事例816-3】

(分析3版184頁) 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯、母子家庭で就労する母親や保育を要する子ら、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として4,100,000円（1人月額205,000円相当）とした事例（原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた）【和解事例816-4】

(分析3版184頁) 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯、母子家庭で就労する母親や保育を要する子ら、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として3,480,000円（1人月額174,000円相当）とした事例（原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた）【和解事例816-5】

(分析3版184頁) 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯、母子家庭で就労する母親や保育を要する子ら、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として6,480,000円（1人月額162,000円相当）とした事例（原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた）【和解事例816-6】

(分析3版185頁) 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯、母子家庭で就労する母親や保育を要する子ら、申立人3名の事案、対象期間

H23. 3. 11～H23. 12. 31、精神的損害として5,300,000 円（1人月額176,666 円相当）とした事例（原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた）【和解事例816-7】

（中略）

（分析3版187頁）旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人3名の事案、対象期間H23. 3. 11～H26. 3. 31、避難に係る精神的損害としてX1について4,870,000 円（月額194,800 円相当）、X3について3,720,000 円（月額148,800 円相当）、対象期間H23. 3. 11～H24. 8. 31、X2について2,006,000 円（月額111,444 円相当）とした事例（子が避難先で高校に入学したことから、子が高校を卒業するまで子及び母親に避難継続の必要性を認め、平成26年3月までの避難慰謝料が賠償された）【和解事例841】

（中略）

（分析3版190頁）旧緊急時避難準備区域、申立人3名（母と幼児2名）の事案、対象期間H23. 3. 11～H25. 11. 30、精神的損害（日常生活阻害慰謝料）としてX1について5,312,000 円（月額160,969 円相当）、X2・X3について各3,320,000 円（月額100,606 円相当）とした事例（宮城県に避難した申立人ら（母と幼児2名）について、生計維持のため、母が就労しなければならないこと、母が就労を続けるためには、申立外の祖母らに子の世話ををしてもらう必要があるが、祖母らも宮城県に避難をしていることなどを考慮し、避難継続の必要性を認め、平成25年11月までの避難費用・精神的慰謝料等が賠償された）【和解事例889】

（後略）

6 一時立入費用（分析3版194頁）（省略）

7-1 財物損害（不動産）（分析3版202頁）（省略）

7-2 財物損害（自動車）（分析3版209頁）

(前略)

(分析3版209頁) 旧警戒区域（大熊町）、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、自動車にかかる財物損害（消費税相当額を含む）として792,750円とした事例（原発事故後一時持ち出して使用したが、高線量であることが判明したため自宅に戻し、その後抹消登録した自動車の財物損害及び避難先で新たに購入した自動車の再取得費用等が賠償された）【和解事例501】

(後略)

#### 7-3 財物損害（動産その他）（分析3版210頁）

(前略)

(分析3版211頁) 旧警戒区域（帰還困難区域）、申立人1名及び被相続人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、財物損害（家財道具）として4,500,000円とした事例（住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があつたことを考慮して、家財についての東京電力の定額賠償額715万円から185万円増額した家財賠償が認められた）（同世帯家族の別事件がありそれぞれ450万円ずつ賠償）【和解事例585】

旧警戒区域（帰還困難区域）、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、財物損害（家財道具）として4,500,000円、介護用品として47,687円とした事例（住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があつたことを考慮して、家財についての東京電力の定額賠償額715万円から185万円増額した家財賠償が認められた）（同世帯家族の別事件がありそれぞれ450万円ずつ賠償）【和解事例586】

(中略)

(分析3版212頁) 双葉町（帰還困難区域）、申立人3名の事案、対象期間の指定なし、高額家財として200,000円、エコキュート・IHクッキングヒーター・レンジフードとして970,000円とした事例【和解事例842-2】

(中略)

(分析3版213頁) 葛尾村（避難指示解除準備区域）にある山林内の立木について、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、別紙物件目録記載の不動産に所在する立木に係る財物損害として13,120,000円とした事例（樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格（トラック積込地点まで集材した素材1立法メートル当たりの購入単価）に乘じて、財物損害の賠償額が算定された）【和解事例895】

(後略)

8-1 放射線検査（人）費用（分析3版216頁）（省略）

8-2 放射線検査（物）費用（分析3版216頁）（省略）

9 除染費用（分析3版218頁）（省略）

10 その他の損害（分析3版219頁）

(前略)

(分析3版219頁) 避難指示解除準備区域（大熊町）、申立人1名（農業）の事案、対象期間H23.3.11～H24.1.31、線量計購入費として54,800円とした事例【和解事例470-1】

旧警戒区域内（富岡町）の駐車場に駐車したまま避難した、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.7.2、X2所有の乗用車（省略）の修理費用として233,897円、登録事項等証明書取得費用として1,030円とした事例（旧警戒区域内（富岡町）の駐車場に駐車したまま避難し管理不能となった申立人所有の自動車について、避難中に何者かにつけられた自動車ドアの傷の修理費用等が賠償された）【和解事例472】

旧警戒区域（大熊町）、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、自動車の抹消登録費用として1,440円、車両の再取得費用として90,000円とした事例（原発事故後一時持ち出して使用したが、高線量であることが判明したため自宅に戻し、その後抹消登録した自動車の財物損害及び避難先で新たに購

入した自動車の再取得費用等が賠償された) 【和解事例501】

(前略)

(分析3版219頁) 原発事故当時、関東地方の自宅を離れ旧警戒区域内の工場に単身赴任中であったが、原発事故直後に工場が閉鎖となり関東地方の自宅に戻ることを余儀なくされた、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H25.4.30、ペット喪失慰謝料として50,000円とした事例（自宅に戻った時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、自宅に戻った以後も避難慰謝料の賠償継続が認められた）【和解事例544】

(中略)

(分析3版220頁) 旧警戒区域（帰還困難区域）、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、家族の帰省費用増加として147,360円、給料減額差額として1,289,145円とした事例【和解事例586】

(中略)

(分析3版221頁) 檜葉町（避難指示解除準備区域）、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X1について①〇〇理事会等出席のための交通費として91,260円、②親族会議のための宿泊費として10,500円、③廃車証明書作成費用として1,070円とした事例【和解事例839-1】

(中略)

(分析3版222頁) 旧緊急時避難準備区域（広野町）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H25.8.31、家財の買替に係る費用として1,608,519円、住宅の補修・清掃に係る費用として377,825円とした事例（平成25年8月に帰還した申立人につき、長期間の不在により、家財等にカビが発生するなどしていたため、帰還の際に支出した家財買替費用、家屋補修・清掃費用及び除染費用が賠償された）【和解事例880】

(中略)

(分析3版222頁) 帰還困難区域（双葉町）に居住し、工務店を営んで

いた申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H25.3.25、住宅ローン利息の支払いによる損害として210,432円とした事例（1.精神的損害の増額分として、家族別離も考慮し、要介護者に月額6万円、介護者2名に月額3万円から6万円が賠償された 2.事業用の工具等につき、法定耐用年数ではなく、実際の使用可能年数を基礎に経年減価をして損害額が算定された）【和解事例905-2】

#### 1.1 弁護士費用（分析3版223頁）（省略）

#### 第2 自主的避難等対象区域、その他一個人損害

- 1 精神的損害（分析3版225頁）（省略）
- 2 避難費用及び帰宅費用（分析3版232頁）  
(前略)

父は仕事のため福島県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主避難した、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用（交通費）として 216,390円、引越し費用として 306,500円、住居費として 710,150円、対象期間 H24.1.1～H24.12.31、居住費として 400,000円、避難雑費として 480,000円とした事例（平成23年分のほか、平成24年1月から12月までの生活費増加分（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された）【和解事例476】

（中略）

自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対などで決断が遅れ、退職して子供と共に避難を実行したのが平成24年8月となつた、申立人3名の事案、対象期間 H24.3.10～H24.7.25、宿泊費として 20,300円、対象期間 H24.3.10～H24.8.22、交通費として 80,900円、家具搬出費用として 70,000円、対象期間 H24.8.22～H24.12月末日、精神的損害及び避難雑費等として 90,000円とした事例（平成24年8月以降の避難費用、生活費増加費

用、避難雑費及び就労不能損害等が賠償された)【和解事例 547】

(中略)

父は仕事のため自主的避難等対象区域の自宅に残り、母と子供 1 名が関西地方に自主的避難を実行した、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H25.3 月末日、避難費用（宿泊謝礼）として 600,000 円、対象期間 H24.1.1～H25.3 月末日、避難雑費として 300,000 円とした事例（取りあえず、申立てのあった月である平成 25 年 3 月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額 3 万円）及び避難雑費（子供 1 人当たり月額 2 万円）等が賠償された）

【和解事例 597】

(中略)

自主的避難等対象区域（須賀川市）、申立人 4 名（大人 2 名、子供 2 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H25.3.27、避難交通費として 220,800 円、宿泊費として 153,000 円、対象期間 H24.1.1～H25.3.27、避難雑費として 600,000 円とした事例（避難を行っていた平成 25 年 3 月までに生じた避難費用等が賠償された）【和解事例 622】

(中略)

自主的避難等対象区域、申立人 3 名の事案、対象期間 H24.8.1～H25.3 月末日、避難費用（宿泊費）として 480,000 円、引越費用として 252,000 円、避難雑費として 160,000 円とした事例（父母と子供 1 名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成 24 年 5 月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成 25 年 3 月に母子も戻った申立人らについて、平成 25 年 3 月までに生じた避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された）（平成 24 年 7 月分までは、前回の和解で賠償済み）【和解事例 637】

(中略)

自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した、申立人 3 名（父、妊婦である母、幼児）の事案、対象期間 H24.4.1～H24.12 月末日、避難費用

(自治会費・共益費・駐車場使用料)として 58,500 円、避難雑費として 260,000 円、追加的費用(平成 24 年 12 月 5 日付け被申立人プレスリリースに基づく追加賠償)として 120,000 円、対象期間 H25.1.1～H25.6 月末日、避難費用(自治会費・共益費・駐車場使用料)として 36,600 円、避難雑費として 240,000 円とした事例(平成 25 年 6 月までの避難雑費等が賠償された)【和解事例 676】

(中略)

自主的避難等対象区域(福島市)に居住していたが、原発事故後、妻子のみ宮城県に避難し二重生活となり、平成 25 年 7 月に夫が宮城県に転勤になり、宮城県の社宅で同居を再開することができた、申立人 4 名(大人 2 名、子供 2 名)の事案、対象期間 H24.1.1～H24.12.31、避難費用(住居費・駐車場使用料)として 576,000 円、避難雑費として 480,000 円、対象期間 H25.1.1～H25.7.31、避難費用(住居費・駐車場使用料)として 336,000 円、対象期間 H25.1.1～H25.9.30、避難雑費として 360,000 円とした事例(平成 25 年 9 月現在も避難継続中として、宮城県での住居費、面会交通費等の一部、二重生活に基づく生活費増加費用及び避難雑費の賠償が認められた)【和解事例 770】

(中略)

福島県南地域(白河市)から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 月末日、交通費として 632,100 円、宿泊謝礼として 30,000 円、引越関連費用として 170,552 円、住居費として 121,670 円、対象期間 H24.1.1～H24.12 月末日、引越関連費用として 73,270 円、住居費として 55,172 円、避難雑費として 240,000 円、対象期間 H25.1.1～H25.3 月末日、住居費として 15,000 円、避難雑費として 60,000 円とした事例(白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上である事を理由に、平成 25 年 3 月末までの避難費用及び避難雑費が認められた)【和解事例 794】

(中略)

父が仕事のため避難先からいわき市（自主的避難等対象区域）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12月末日、避難費用（交通費）として76,400円、（面会交通費）として260,800円、（宿泊・滞在費）として119,000円、（町内会費）として3,720円、対象期間H24.1.1～H25.12月末日、避難費用（面会交通費）として968,000円、（町内会費）として14,880円とした事例（母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された）【和解事例904】

（後略）

### 3 一時帰宅費用及び家族相互の訪問費用（分析3版240頁）

福島県中地域、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、避難費用（一時立入費用）として70,400円とした事例（県中地域所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用の全部及び原発事故直後に実行した埼玉県への避難費用の一部等が賠償された）【和解事例444】

自主的避難等対象区域、申立人6名（妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった）の事案、対象期間本件事故発生日～H24.12月末日、避難費用（面会交通費・一時帰宅費用）として559,334円とした事例（面会交通費・一時帰宅費、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加分及び平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された）【和解事例467】

父は仕事のため福島県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主避難した、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、面会交通費として96,000円、対象期間H24.1.1～H24.12.31、面会交通費として212,000円とした事例（平成23年分のほか、平成24年1月から12月までの生活費増加分（月額3万円）及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）等が賠償された）【和解事例476】

(中略)

父は仕事のため自主的避難等対象区域の自宅に残り、母と子供 1 名が関西地方に自主的避難を実行した、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H25.3 月末日、避難費用（面会交通費）として 1,200,000 円とした事例（取りあえず、申立てのあった月である平成 25 年 3 月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額 3 万円）及び避難雑費（子供 1 人当たり月額 2 万円）等が賠償された）【和解事例 597】

(中略)

父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（避難中に妊娠・出産）と子供 2 名が自主的避難を実行した、申立人 5 名の事案、対象期間 H23.3.11～H25.3 月末日、面会交通費平成 23 年分として 358,400 円、平成 24 年分として 537,600 円、平成 25 年分として 134,400 円とした事例（取りあえず、申立人が請求している期間である平成 25 年 3 月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額 3 万円）及び避難雑費（子供・妊婦 1 人当たり月額 2 万円）等が賠償された）【和解事例 625】

(中略)

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成 24 年 4 月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った、申立人 3 名（大人 2 名、子供 1 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、面会交通費として 576,800 円、対象期間 H24.1.1～H25.7.31、面会交通費として 140,000 円とした事例（平成 25 年 7 月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された）

【和解事例 767】

(中略)

自主的避難等対象区域（郡山市）から新潟県に避難している、申立人 4 名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.12 月末日、H25.1.1～同年 10 月末日、面会交

通費として平成 24 年分 537,600 円、平成 25 年分 448,000 円とした事例（幼児を郡山市に帰宅させて通園させることに不安を感じていることから、避難継続の合理性を認め、平成 25 年 10 月末（和解提案日の前月末）までの避難費用、避難雑費が認められた）【和解事例 804】

（中略）

自主的避難等対象区域（小野町）に居住していたが、夫が福島市渡利地区に転勤することになったため、妻子が平成 23 年 10 月に福島県外に避難し、夫が同地区に単身赴任をした、申立人 4 名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.12 月末日・H25.1.1～H25.12 月末日、面会交通費（平成 24 年分・平成 25 年分）として各年 537,600 円とした事例（平成 25 年 12 月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された）

【和解事例 866】

（後略）

- 4 生活費増加分（分析 3 版 245 頁）（省略）
- 5 就労不能等に伴う損害（分析 3 版 253 頁）

（前略）

自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対などで決断が遅れ、退職して子供と共に避難を実行したのが平成 24 年 8 月となつた、申立人 3 名の事案、対象期間 H24.9.1～H25.2 月末日、X 2 について就労不能損害として 1,120,267 円とした事例（平成 24 年 8 月以降の避難費用、生活費増加費用、避難雑費及び就労不能損害等が賠償された）【和解事例 547】

自主的避難等対象区域（福島市）、申立人 3 名の事案、対象期間 H24.11.1～H25.1 月末日、就労不能損害として X 1 について 741,237 円、X 2 について 460,215 円とした事例（子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射線被害を心配して平成 24 年 11 月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、取りあえず、申立ての前の月である平成 25 年 3 月までに生じ

た避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された。)

#### 【和解事例 584】

父は仕事のため自主的避難等対象区域の自宅に残り、母と子供 1 名が関西地方に自主的避難を実行した、申立人 3 名の事案、対象期間 H24.4.1～H24.9 月末日、X 2 について就労不能損害として 1,318,614 円とした事例(取りあえず、申立てのあった月である平成 25 年 3 月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用（月額 3 万円）及び避難雑費（子供 1 人当たり月額 2 万円）等が賠償された。) 【和解事例 597】

(後略)

- 6 財物損害（分析 3 版 257 頁）（省略）
- 7 除染費用（分析 3 版 258 頁）（省略）
- 8 その他の費用（分析 3 版 261 頁）

自主的避難等対象区域、申立人 6 名（妻及び子供 2 名が自主的避難を実行して二重生活となった）の事案、対象期間本件事故発生日～H24.12 月末日、検査費用（交通費含む）として 61,500 円とした事例（面会交通費・一時帰宅費、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加分及び平成 24 年 1 月以降の避難雑費等が賠償された）【和解事例 467】

(中略)

いわき市（単身赴任中の勤務地）、申立人 1 名（単身赴任中の勤務地（いわき市）から週末に自宅（南相馬市鹿島区）へ車で帰宅していた）の事案、対象期間 H23.9.1～H24.11.30、チェーン購入費として 13,300 円とした事例（原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更（従前より 2 倍強の距離）を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分（ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等）等が賠償された）【和解事例 503-1】

いわき市（単身赴任中の勤務地）、申立人 1 名（単身赴任中の勤務地（いわき

市) から週末に自宅(南相馬市鹿島区)へ車で帰宅していた)の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11.30、オイル交換費用として 4,421 円、タイヤ交換費用として 21,800 円とした事例(原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更(従前より 2 倍強の距離)を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分(ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等)等が賠償された)【和解事例 503-2】

郡山市、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.6.23、放射線測定器購入費用として 42,000 円、高圧洗浄機購入費用として 16,618 円とした事例(外構工事及び除染代、放射線測定器購入費用及び高圧洗浄機購入費用が賠償された)【和解事例 609】

父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母(避難中に妊娠・出産)と子供 2 名が自主的避難を実行した、申立人 5 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.7 月末日、ガイガーカウンターとして 41,800 円とした事例(取りあえず、申立人らが請求している期間である平成 25 年 3 月までに生じた避難費用、二重生生活に伴う生活費増加分(月額 3 万円)及び避難雑費(子供・妊婦 1 人当たり月額 2 万円)等が賠償された)【和解事例 625】

(中略)

自主的避難等対象区域(福島市)から岐阜県に避難した、申立人 3 名(父、妊婦である母、幼児)の事案、対象期間 H24.4.1～H24.12 月末日、検査費用として 34,220 円、対象期間 H25.1.1～H25.6 末日、検査費用として 12,600 円とした事例(平成 25 年 6 月までの避難雑費等が賠償された)【和解事例 676】

(中略)

長期の自主的避難の実行を終了した後に自主的避難等対象区域(郡山市)に滞在中、申立人 3 名(大人 2 名、子供 1 名)の事案、対象期間 H23.6.11、線量計として 68,050、対象期間 H24.8.18、検査費用(ホールボディカウンター)として 6,000 円とした事例【和解事例 814】

(中略)

自主的避難等対象区域（いわき市）、申立人5名（大人2名、子供3名）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12月末日、ガイガーカウンターとして80,000円とした事例【和解事例871】

(中略)

父が仕事のため避難先からいわき市（自主的避難等対象区域）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12月末日、間接損害（ボーナス減少分）として 375,444円、対象期間 H24.1.1～H25.12月末日、避難雑費として 420,000円とした事例（母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された）【和解事例904】

(後略)

9 弁護士費用（分析3版264頁）（記載なし）

第3 避難指示等対象区域－営業損害（分析3版265頁）（省略）

第4 自主的避難等対象区域、その他－営業損害（分析3版297頁）（省略）

標準交通費一覧表（自家用車 北海道～群馬）

(単位：円)

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
北海道	45,000	53,000	59,000	54,000	60,000	63,000	70,000	67,000	71,000	
青森	45,000		12,000	17,000	14,000	19,000	22,000	28,000	26,000	29,000
岩手	53,000	12,000		14,000	10,000	16,000	19,000	25,000	23,000	26,000
宮城	59,000	17,000	14,000		14,000	9,000	12,000	18,000	15,000	19,000
秋田	54,000	14,000	10,000	14,000		15,000	18,000	25,000	22,000	26,000
山形	60,000	19,000	16,000	9,000	15,000		13,000	20,000	17,000	17,000
福島	63,000	22,000	19,000	12,000	18,000	13,000		11,000	9,000	13,000
茨城	70,000	28,000	25,000	18,000	25,000	20,000	11,000		9,000	9,000
栃木	67,000	26,000	23,000	15,000	22,000	17,000	9,000	9,000		9,000
群馬	71,000	29,000	26,000	19,000	26,000	17,000	13,000	9,000	9,000	
埼玉	69,000	28,000	25,000	17,000	26,000	21,000	11,000	11,000	7,000	6,000
千葉	76,000	36,000	33,000	26,000	33,000	27,000	18,000	11,000	14,000	13,000
東京	72,000	31,000	28,000	20,000	27,000	22,000	13,000	10,000	10,000	7,000
神奈川	74,000	33,000	29,000	22,000	29,000	24,000	14,000	11,000	12,000	10,000
新潟	73,000	31,000	28,000	21,000	28,000	13,000	14,000	17,000	16,000	14,000
富山	77,000	35,000	32,000	25,000	32,000	17,000	18,000	20,000	19,000	17,000
石川	79,000	38,000	34,000	27,000	34,000	19,000	20,000	23,000	21,000	20,000
福井	84,000	42,000	39,000	32,000	39,000	24,000	25,000	28,000	23,000	24,000
山梨	78,000	36,000	33,000	26,000	32,000	21,000	16,000	15,000	15,000	11,000
長野	78,000	36,000	33,000	26,000	33,000	21,000	23,000	18,000	15,000	12,000
岐阜	82,000	41,000	39,000	30,000	37,000	24,000	27,000	23,000	19,000	16,000
静岡	82,000	40,000	37,000	30,000	37,000	27,000	22,000	19,000	19,000	18,000
愛知	83,000	41,000	38,000	31,000	38,000	25,000	27,000	24,000	20,000	19,000
三重	92,000	50,000	47,000	40,000	47,000	32,000	32,000	28,000	29,000	24,000
滋賀	87,000	45,000	42,000	35,000	42,000	27,000	29,000	27,000	25,000	20,000
京都	86,000	45,000	42,000	34,000	41,000	26,000	28,000	32,000	29,000	24,000
大阪	92,000	50,000	47,000	40,000	47,000	32,000	34,000	29,000	28,000	25,000
兵庫	93,000	51,000	48,000	41,000	48,000	33,000	36,000	33,000	29,000	26,000
奈良	93,000	50,000	47,000	40,000	47,000	32,000	33,000	28,000	28,000	25,000
和歌山	92,000	51,000	48,000	41,000	47,000	33,000	37,000	34,000	29,000	27,000
鳥取	98,000	56,000	53,000	46,000	53,000	38,000	40,000	38,000	34,000	33,000
島根	103,000	62,000	59,000	51,000	58,000	44,000	46,000	43,000	40,000	39,000
岡山	97,000	55,000	52,000	45,000	52,000	37,000	39,000	36,000	33,000	32,000
広島	101,000	60,000	57,000	49,000	56,000	41,000	44,000	41,000	38,000	37,000
山口	108,000	67,000	63,000	56,000	63,000	48,000	51,000	48,000	44,000	44,000
徳島	99,000	57,000	54,000	47,000	56,000	39,000	44,000	41,000	38,000	37,000
香川	101,000	59,000	56,000	49,000	56,000	40,000	43,000	40,000	37,000	36,000
愛媛	108,000	66,000	63,000	56,000	63,000	48,000	51,000	48,000	43,000	44,000
高知	107,000	65,000	62,000	55,000	62,000	46,000	49,000	46,000	42,000	42,000
福岡	114,000	72,000	69,000	62,000	69,000	54,000	56,000	53,000	50,000	49,000
佐賀	115,000	73,000	70,000	63,000	70,000	55,000	57,000	55,000	51,000	51,000
長崎	117,000	75,000	72,000	65,000	72,000	57,000	59,000	56,000	53,000	50,000
熊本	118,000	76,000	73,000	66,000	73,000	58,000	60,000	58,000	54,000	51,000
大分	115,000	73,000	70,000	63,000	70,000	55,000	57,000	52,000	51,000	47,000
宮崎	121,000	80,000	77,000	69,000	76,000	61,000	64,000	61,000	58,000	54,000
鹿児島	122,000	81,000	77,000	70,000	77,000	62,000	65,000	62,000	58,000	55,000

標準交通費一覧表（自家用車 埼玉～山梨）

(単位：円)

	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨
北海道	69,000	76,000	72,000	74,000	73,000	77,000	79,000	84,000	78,000
青森	28,000	36,000	31,000	33,000	31,000	35,000	38,000	42,000	36,000
岩手	25,000	33,000	28,000	29,000	28,000	32,000	34,000	39,000	33,000
宮城	17,000	26,000	20,000	22,000	21,000	25,000	27,000	32,000	26,000
秋田	26,000	33,000	27,000	29,000	28,000	32,000	34,000	39,000	32,000
山形	21,000	27,000	22,000	24,000	13,000	17,000	19,000	24,000	21,000
福島	11,000	18,000	13,000	14,000	14,000	18,000	20,000	25,000	16,000
茨城	11,000	11,000	10,000	11,000	17,000	20,000	23,000	28,000	15,000
栃木	7,000	14,000	10,000	12,000	16,000	19,000	21,000	23,000	15,000
群馬	6,000	13,000	7,000	10,000	14,000	17,000	20,000	24,000	11,000
埼玉		11,000	4,000	7,000	16,000	17,000	19,000	21,000	8,000
千葉	11,000		8,000	9,000	24,000	24,000	28,000	26,000	13,000
東京	4,000	8,000		5,000	14,000	18,000	21,000	21,000	7,000
神奈川	7,000	9,000	5,000		19,000	21,000	23,000	19,000	7,000
新潟	16,000	24,000	14,000	19,000		14,000	16,000	21,000	18,000
富山	17,000	24,000	18,000	21,000	14,000		6,000	12,000	14,000
石川	19,000	28,000	21,000	23,000	16,000	6,000		11,000	12,000
福井	21,000	26,000	21,000	19,000	21,000	12,000	11,000		17,000
山梨	8,000	13,000	7,000	7,000	18,000	14,000	12,000	17,000	
長野	10,000	18,000	13,000	14,000	18,000	14,000	17,000	12,000	10,000
岐阜	19,000	22,000	16,000	16,000	21,000	12,000	13,000	7,000	14,000
静岡	14,000	17,000	13,000	10,000	24,000	17,000	17,000	13,000	12,000
愛知	18,000	22,000	17,000	15,000	23,000	16,000	16,000	12,000	15,000
三重	23,000	27,000	22,000	20,000	29,000	20,000	21,000	14,000	22,000
滋賀	21,000	24,000	20,000	18,000	24,000	15,000	14,000	8,000	18,000
京都	26,000	30,000	25,000	23,000	25,000	15,000	15,000	9,000	23,000
大阪	26,000	29,000	25,000	20,000	29,000	20,000	19,000	14,000	23,000
兵庫	28,000	31,000	26,000	24,000	30,000	21,000	21,000	15,000	24,000
奈良	22,000	25,000	21,000	18,000	29,000	20,000	19,000	13,000	23,000
和歌山	28,000	32,000	28,000	25,000	30,000	21,000	24,000	19,000	23,000
鳥取	32,000	35,000	31,000	29,000	35,000	26,000	24,000	19,000	29,000
島根	37,000	41,000	37,000	34,000	40,000	31,000	31,000	25,000	34,000
岡山	31,000	34,000	30,000	28,000	34,000	25,000	24,000	18,000	28,000
広島	35,000	39,000	34,000	32,000	38,000	29,000	29,000	23,000	32,000
山口	42,000	46,000	41,000	39,000	45,000	36,000	36,000	30,000	39,000
徳島	35,000	37,000	34,000	32,000	36,000	27,000	29,000	21,000	32,000
香川	35,000	38,000	34,000	32,000	38,000	28,000	28,000	22,000	31,000
愛媛	40,000	46,000	39,000	39,000	45,000	36,000	36,000	30,000	39,000
高知	41,000	44,000	40,000	38,000	44,000	34,000	34,000	28,000	37,000
福岡	48,000	51,000	45,000	45,000	51,000	42,000	41,000	35,000	45,000
佐賀	49,000	53,000	48,000	46,000	52,000	43,000	43,000	37,000	46,000
長崎	51,000	54,000	50,000	48,000	54,000	45,000	44,000	38,000	48,000
熊本	52,000	55,000	51,000	49,000	55,000	46,000	45,000	40,000	49,000
大分	48,000	52,000	47,000	46,000	52,000	43,000	42,000	36,000	45,000
宮崎	55,000	59,000	54,000	52,000	58,000	49,000	49,000	43,000	52,000
鹿児島	56,000	60,000	55,000	53,000	59,000	50,000	50,000	44,000	53,000

標準交通費一覧表（自家用車 長野～兵庫）

(単位：円)

	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫
北海道	78,000	82,000	82,000	83,000	92,000	87,000	86,000	92,000	93,000
青森	36,000	41,000	40,000	41,000	50,000	45,000	45,000	50,000	51,000
岩手	33,000	39,000	37,000	38,000	47,000	42,000	42,000	47,000	48,000
宮城	26,000	30,000	30,000	31,000	40,000	35,000	34,000	40,000	41,000
秋田	33,000	37,000	37,000	38,000	47,000	42,000	41,000	47,000	48,000
山形	21,000	24,000	27,000	25,000	32,000	27,000	26,000	32,000	33,000
福島	23,000	27,000	22,000	27,000	32,000	29,000	28,000	34,000	36,000
茨城	18,000	23,000	19,000	24,000	28,000	27,000	32,000	29,000	33,000
栃木	15,000	19,000	19,000	20,000	29,000	25,000	29,000	28,000	29,000
群馬	12,000	16,000	18,000	19,000	24,000	20,000	24,000	25,000	26,000
埼玉	10,000	19,000	14,000	18,000	23,000	21,000	26,000	26,000	28,000
千葉	18,000	22,000	17,000	22,000	27,000	24,000	30,000	29,000	31,000
東京	13,000	16,000	13,000	17,000	22,000	20,000	25,000	25,000	26,000
神奈川	14,000	16,000	10,000	15,000	20,000	18,000	23,000	20,000	24,000
新潟	18,000	21,000	24,000	23,000	29,000	24,000	25,000	29,000	30,000
富山	14,000	12,000	17,000	16,000	20,000	15,000	15,000	20,000	21,000
石川	17,000	13,000	17,000	16,000	21,000	14,000	15,000	19,000	21,000
福井	12,000	7,000	13,000	12,000	14,000	8,000	9,000	14,000	15,000
山梨	10,000	14,000	12,000	15,000	22,000	18,000	23,000	23,000	24,000
長野		14,000	16,000	15,000	21,000	17,000	19,000	22,000	24,000
岐阜	14,000		13,000	11,000	15,000	11,000	14,000	16,000	17,000
静岡	16,000	13,000		13,000	18,000	16,000	20,000	18,000	22,000
愛知	15,000	11,000	13,000		11,000	8,000	13,000	11,000	16,000
三重	21,000	15,000	18,000	11,000		9,000	12,000	6,000	11,000
滋賀	17,000	11,000	16,000	8,000	9,000		7,000	10,000	10,000
京都	19,000	14,000	20,000	13,000	12,000	7,000		9,000	8,000
大阪	22,000	16,000	18,000	11,000	6,000	10,000	9,000		8,000
兵庫	24,000	17,000	22,000	16,000	11,000	10,000	8,000	8,000	
奈良	22,000	16,000	17,000	10,000	5,000	10,000	11,000	5,000	10,000
和歌山	25,000	16,000	23,000	17,000	8,000	15,000	16,000	10,000	15,000
鳥取	28,000	22,000	27,000	21,000	18,000	16,000	13,000	11,000	12,000
島根	34,000	27,000	32,000	26,000	24,000	21,000	18,000	17,000	16,000
岡山	27,000	21,000	25,000	20,000	17,000	15,000	11,000	10,000	7,000
広島	32,000	25,000	30,000	24,000	22,000	19,000	16,000	15,000	12,000
山口	39,000	32,000	37,000	31,000	28,000	26,000	23,000	22,000	18,000
徳島	32,000	23,000	28,000	24,000	19,000	19,000	16,000	12,000	15,000
香川	31,000	24,000	29,000	24,000	21,000	18,000	15,000	14,000	13,000
愛媛	39,000	32,000	37,000	31,000	28,000	26,000	22,000	22,000	21,000
高知	37,000	30,000	35,000	30,000	27,000	24,000	21,000	20,000	19,000
福岡	44,000	37,000	42,000	37,000	34,000	31,000	27,000	27,000	24,000
佐賀	45,000	38,000	44,000	36,000	35,000	33,000	28,000	29,000	25,000
長崎	47,000	40,000	45,000	40,000	37,000	34,000	30,000	30,000	27,000
熊本	48,000	42,000	46,000	41,000	38,000	36,000	31,000	31,000	28,000
大分	45,000	37,000	43,000	37,000	34,000	31,000	28,000	27,000	25,000
宮崎	52,000	45,000	50,000	44,000	42,000	39,000	35,000	35,000	32,000
鹿児島	53,000	46,000	51,000	45,000	42,000	40,000	36,000	36,000	32,000

標準交通費一覧表（自家用車 奈良～香川）

(単位：円)

	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川
北海道	93,000	92,000	98,000	103,000	97,000	101,000	108,000	99,000	101,000
青森	50,000	51,000	56,000	62,000	55,000	60,000	67,000	57,000	59,000
岩手	47,000	48,000	53,000	59,000	52,000	57,000	63,000	54,000	56,000
宮城	40,000	41,000	46,000	51,000	45,000	49,000	56,000	47,000	49,000
秋田	47,000	47,000	53,000	58,000	52,000	56,000	63,000	56,000	56,000
山形	32,000	33,000	38,000	44,000	37,000	41,000	48,000	39,000	40,000
福島	33,000	37,000	40,000	46,000	39,000	44,000	51,000	44,000	43,000
茨城	28,000	34,000	38,000	43,000	36,000	41,000	48,000	41,000	40,000
栃木	28,000	29,000	34,000	40,000	33,000	38,000	44,000	38,000	37,000
群馬	25,000	27,000	33,000	39,000	32,000	37,000	44,000	37,000	36,000
埼玉	22,000	28,000	32,000	37,000	31,000	35,000	42,000	35,000	35,000
千葉	25,000	32,000	35,000	41,000	34,000	39,000	46,000	37,000	38,000
東京	21,000	28,000	31,000	37,000	30,000	34,000	41,000	34,000	34,000
神奈川	18,000	25,000	29,000	34,000	28,000	32,000	39,000	32,000	32,000
新潟	29,000	30,000	35,000	40,000	34,000	38,000	45,000	36,000	38,000
富山	20,000	21,000	26,000	31,000	25,000	29,000	36,000	27,000	28,000
石川	19,000	24,000	24,000	31,000	24,000	29,000	36,000	29,000	28,000
福井	13,000	19,000	19,000	25,000	18,000	23,000	30,000	21,000	22,000
山梨	23,000	23,000	29,000	34,000	28,000	32,000	39,000	32,000	31,000
長野	22,000	25,000	28,000	34,000	27,000	32,000	39,000	32,000	31,000
岐阜	16,000	16,000	22,000	27,000	21,000	25,000	32,000	23,000	24,000
静岡	17,000	23,000	27,000	32,000	25,000	30,000	37,000	28,000	29,000
愛知	10,000	17,000	21,000	26,000	20,000	24,000	31,000	24,000	24,000
三重	5,000	8,000	18,000	24,000	17,000	22,000	28,000	19,000	21,000
滋賀	10,000	15,000	16,000	21,000	15,000	19,000	26,000	19,000	18,000
京都	11,000	16,000	13,000	18,000	11,000	16,000	23,000	16,000	15,000
大阪	5,000	10,000	11,000	17,000	10,000	15,000	22,000	12,000	14,000
兵庫	10,000	15,000	12,000	16,000	7,000	12,000	18,000	15,000	13,000
奈良		9,000	14,000	19,000	12,000	17,000	24,000	15,000	16,000
和歌山	9,000		20,000	25,000	18,000	23,000	30,000	20,000	21,000
鳥取	14,000	20,000		12,000	5,000	12,000	18,000	15,000	12,000
島根	19,000	25,000	12,000		11,000	9,000	14,000	17,000	14,000
岡山	12,000	18,000	5,000	11,000		11,000	16,000	14,000	10,000
広島	17,000	23,000	12,000	9,000	11,000		11,000	16,000	12,000
山口	24,000	30,000	18,000	14,000	16,000	11,000		23,000	22,000
徳島	15,000	20,000	15,000	17,000	14,000	16,000	23,000		5,000
香川	16,000	21,000	12,000	14,000	10,000	12,000	22,000	5,000	
愛媛	24,000	28,000	20,000	21,000	18,000	14,000	21,000	13,000	12,000
高知	22,000	27,000	18,000	20,000	17,000	19,000	24,000	11,000	11,000
福岡	29,000	33,000	22,000	19,000	21,000	17,000	13,000	29,000	26,000
佐賀	31,000	36,000	25,000	21,000	22,000	19,000	15,000	30,000	27,000
長崎	32,000	37,000	26,000	22,000	24,000	20,000	16,000	32,000	30,000
熊本	34,000	36,000	27,000	24,000	26,000	21,000	17,000	33,000	31,000
大分	29,000	34,000	23,000	19,000	20,000	17,000	13,000	28,000	27,000
宮崎	37,000	42,000	31,000	27,000	30,000	25,000	21,000	36,000	35,000
鹿児島	38,000	43,000	32,000	28,000	31,000	26,000	22,000	37,000	36,000

標準交通費一覧表（自家用車 愛媛～鹿児島）

(単位：円)

	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
北海道	108,000	107,000	114,000	115,000	117,000	118,000	115,000	121,000	122,000
青森	66,000	65,000	72,000	73,000	75,000	76,000	73,000	80,000	81,000
岩手	63,000	62,000	69,000	70,000	72,000	73,000	70,000	77,000	77,000
宮城	56,000	55,000	62,000	63,000	65,000	66,000	63,000	69,000	70,000
秋田	63,000	62,000	69,000	70,000	72,000	73,000	70,000	76,000	77,000
山形	48,000	46,000	54,000	55,000	57,000	58,000	55,000	61,000	62,000
福島	51,000	49,000	56,000	57,000	59,000	60,000	57,000	64,000	65,000
茨城	48,000	46,000	53,000	55,000	56,000	58,000	52,000	61,000	62,000
栃木	43,000	42,000	50,000	51,000	53,000	54,000	51,000	58,000	58,000
群馬	44,000	42,000	49,000	51,000	50,000	51,000	47,000	54,000	55,000
埼玉	40,000	41,000	48,000	49,000	51,000	52,000	48,000	55,000	56,000
千葉	46,000	44,000	51,000	53,000	54,000	55,000	52,000	59,000	60,000
東京	39,000	40,000	45,000	48,000	50,000	51,000	47,000	54,000	55,000
神奈川	39,000	38,000	45,000	46,000	48,000	49,000	46,000	52,000	53,000
新潟	45,000	44,000	51,000	52,000	54,000	55,000	52,000	58,000	59,000
富山	36,000	34,000	42,000	43,000	45,000	46,000	43,000	49,000	50,000
石川	36,000	34,000	41,000	43,000	44,000	45,000	42,000	49,000	50,000
福井	30,000	28,000	35,000	37,000	38,000	40,000	36,000	43,000	44,000
山梨	39,000	37,000	45,000	46,000	48,000	49,000	45,000	52,000	53,000
長野	39,000	37,000	44,000	45,000	47,000	48,000	45,000	52,000	53,000
岐阜	32,000	30,000	37,000	38,000	40,000	42,000	37,000	45,000	46,000
静岡	37,000	35,000	42,000	44,000	45,000	46,000	43,000	50,000	51,000
愛知	31,000	30,000	37,000	36,000	40,000	41,000	37,000	44,000	45,000
三重	28,000	27,000	34,000	35,000	37,000	38,000	34,000	42,000	42,000
滋賀	26,000	24,000	31,000	33,000	34,000	36,000	31,000	39,000	40,000
京都	22,000	21,000	27,000	28,000	30,000	31,000	28,000	35,000	36,000
大阪	22,000	20,000	27,000	29,000	30,000	31,000	27,000	35,000	36,000
兵庫	21,000	19,000	24,000	25,000	27,000	28,000	25,000	32,000	32,000
奈良	24,000	22,000	29,000	31,000	32,000	34,000	29,000	37,000	38,000
和歌山	28,000	27,000	33,000	36,000	37,000	36,000	34,000	42,000	43,000
鳥取	20,000	18,000	22,000	25,000	26,000	27,000	23,000	31,000	32,000
島根	21,000	20,000	19,000	21,000	22,000	24,000	19,000	27,000	28,000
岡山	18,000	17,000	21,000	22,000	24,000	26,000	20,000	30,000	31,000
広島	14,000	19,000	17,000	19,000	20,000	21,000	17,000	25,000	26,000
山口	21,000	24,000	13,000	15,000	16,000	17,000	13,000	21,000	22,000
徳島	13,000	11,000	29,000	30,000	32,000	33,000	28,000	36,000	37,000
香川	12,000	11,000	26,000	27,000	30,000	31,000	27,000	35,000	36,000
愛媛		6,000	27,000	28,000	30,000	31,000	27,000	34,000	35,000
高知	6,000		30,000	31,000	33,000	34,000	30,000	35,000	38,000
福岡	27,000	30,000		7,000	10,000	11,000	10,000	14,000	15,000
佐賀	28,000	31,000	7,000		6,000	10,000	10,000	13,000	12,000
長崎	30,000	33,000	10,000	6,000		10,000	11,000	14,000	15,000
熊本	31,000	34,000	11,000	10,000	10,000		11,000	9,000	10,000
大分	27,000	30,000	10,000	10,000	11,000	11,000		16,000	17,000
宮崎	34,000	35,000	14,000	13,000	14,000	9,000	16,000		8,000
鹿児島	35,000	38,000	15,000	12,000	15,000	10,000	17,000	8,000	

標準交通費一覧表 (その他公共交通機関 北海道～群馬)

(単位:円)

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
北海道	31,000	35,000	38,000	50,000	39,000	41,000	32,000	36,000	36,000	
青森	31,000	12,000	16,000	11,000	17,000	18,000	25,000	21,000	24,000	
岩手	35,000	12,000		12,000	10,000	13,000	14,000	23,000	18,000	22,000
宮城	38,000	16,000	12,000		9,000	6,000	9,000	15,000	14,000	19,000
秋田	50,000	11,000	10,000	9,000		12,000	13,000	29,000	30,000	30,000
山形	39,000	17,000	13,000	6,000	12,000		9,000	20,000	14,000	20,000
福島	41,000	18,000	14,000	9,000	13,000	9,000		13,000	12,000	18,000
茨城	32,000	25,000	23,000	15,000	29,000	20,000	13,000		7,000	14,000
栃木	36,000	21,000	18,000	14,000	30,000	14,000	12,000	7,000		13,000
群馬	36,000	24,000	22,000	19,000	30,000	20,000	18,000	14,000	13,000	
埼玉	32,000	21,000	19,000	16,000	25,000	16,000	14,000	9,000	9,000	10,000
千葉	32,000	22,000	20,000	18,000	26,000	17,000	15,000	9,000	11,000	11,000
東京	32,000	22,000	20,000	16,000	25,000	17,000	14,000	10,000	10,000	10,000
神奈川	31,000	22,000	20,000	17,000	25,000	17,000	15,000	11,000	11,000	11,000
新潟	42,000	28,000	26,000	24,000	13,000	25,000	23,000	19,000	19,000	13,000
富山	42,000	29,000	28,000	26,000	43,000	26,000	24,000	20,000	20,000	15,000
石川	45,000	47,000	44,000	36,000	43,000	27,000	25,000	29,000	21,000	16,000
福井	47,000	48,000	44,000	28,000	39,000	28,000	27,000	23,000	24,000	19,000
山梨	32,000	24,000	22,000	20,000	29,000	21,000	17,000	13,000	13,000	13,000
長野	40,000	26,000	24,000	22,000	23,000	22,000	20,000	17,000	16,000	11,000
岐阜	48,000	31,000	28,000	26,000	39,000	26,000	24,000	20,000	21,000	21,000
静岡	38,000	27,000	24,000	22,000	31,000	23,000	20,000	16,000	17,000	17,000
愛知	47,000	30,000	28,000	25,000	38,000	26,000	24,000	20,000	21,000	21,000
三重	49,000	32,000	29,000	27,000	40,000	28,000	26,000	22,000	23,000	23,000
滋賀	51,000	46,000	30,000	40,000	39,000	42,000	26,000	23,000	24,000	24,000
京都	54,000	30,000	30,000	42,000	38,000	42,000	26,000	23,000	24,000	24,000
大阪	50,000	45,000	45,000	40,000	38,000	41,000	40,000	23,000	24,000	24,000
兵庫	51,000	46,000	31,000	40,000	36,000	41,000	41,000	23,000	23,000	25,000
奈良	51,000	46,000	46,000	40,000	39,000	42,000	26,000	24,000	25,000	25,000
和歌山	51,000	47,000	31,000	42,000	41,000	42,000	28,000	23,000	23,000	24,000
鳥取	60,000	54,000	52,000	49,000	57,000	50,000	47,000	27,000	28,000	28,000
島根	71,000	66,000	54,000	60,000	59,000	62,000	59,000	43,000	45,000	45,000
岡山	53,000	48,000	32,000	33,000	41,000	31,000	29,000	25,000	27,000	27,000
広島	77,000	79,000	37,000	48,000	42,000	47,000	47,000	30,000	30,000	30,000
山口	49,000	39,000	43,000	38,000	46,000	53,000	36,000	30,000	36,000	32,000
徳島	54,000	57,000	53,000	31,000	56,000	50,000	29,000	42,000	43,000	43,000
香川	53,000	49,000	45,000	31,000	49,000	32,000	29,000	34,000	36,000	35,000
愛媛	64,000	59,000	54,000	53,000	59,000	55,000	54,000	45,000	45,000	45,000
高知	65,000	60,000	58,000	53,000	59,000	56,000	49,000	43,000	45,000	42,000
福岡	60,000	58,000	42,000	48,000	56,000	54,000	46,000	41,000	42,000	42,000
佐賀	63,000	48,000	45,000	51,000	56,000	55,000	49,000	41,000	45,000	42,000
長崎	69,000	74,000	62,000	68,000	66,000	69,000	57,000	52,000	29,000	52,000
熊本	65,000	51,000	48,000	53,000	61,000	54,000	52,000	38,000	38,000	39,000
大分	65,000	64,000	59,000	56,000	64,000	64,000	54,000	49,000	50,000	50,000
宮崎	76,000	71,000	59,000	51,000	58,000	67,000	49,000	50,000	50,000	50,000
鹿児島	70,000	65,000	62,000	47,000	55,000	60,000	45,000	41,000	41,000	41,000
沖縄	62,000	81,000	72,000	59,000	56,000	77,000	46,000	53,000	54,000	54,000

標準交通費一覧表（その他公共交通機関 埼玉～山梨）

(単位：円)

	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨
北海道	32,000	32,000	32,000	31,000	42,000	42,000	45,000	47,000	32,000
青森	21,000	22,000	22,000	22,000	28,000	29,000	47,000	48,000	24,000
岩手	19,000	20,000	20,000	20,000	26,000	28,000	44,000	44,000	22,000
宮城	16,000	18,000	16,000	17,000	24,000	26,000	36,000	28,000	20,000
秋田	25,000	26,000	25,000	25,000	13,000	43,000	43,000	39,000	29,000
山形	16,000	17,000	17,000	17,000	25,000	26,000	27,000	28,000	21,000
福島	14,000	15,000	14,000	15,000	23,000	24,000	25,000	27,000	17,000
茨城	9,000	9,000	10,000	11,000	19,000	20,000	29,000	23,000	13,000
栃木	9,000	11,000	10,000	11,000	19,000	20,000	21,000	24,000	13,000
群馬	10,000	11,000	10,000	11,000	13,000	15,000	16,000	19,000	13,000
埼玉		8,000	6,000	6,000	16,000	17,000	18,000	20,000	9,000
千葉		8,000		7,000	8,000	16,000	18,000	19,000	12,000
東京		6,000	7,000		7,000	16,000	17,000	19,000	20,000
神奈川		6,000	8,000	7,000		17,000	18,000	21,000	9,000
新潟	16,000	16,000	16,000	17,000		16,000	17,000	21,000	19,000
富山	17,000	18,000	17,000	18,000	16,000		8,000	10,000	29,000
石川	18,000	19,000	19,000	21,000	17,000	8,000		9,000	32,000
福井	20,000	21,000	20,000	20,000	21,000	10,000	9,000		20,000
山梨	9,000	12,000	10,000	9,000	19,000	29,000	32,000	20,000	
長野	12,000	15,000	14,000	14,000	19,000	20,000	21,000	24,000	13,000
岐阜	18,000	18,000	17,000	16,000	26,000	13,000	12,000	10,000	20,000
静岡	12,000	12,000	12,000	11,000	21,000	19,000	18,000	16,000	15,000
愛知	17,000	18,000	16,000	16,000	25,000	15,000	16,000	12,000	19,000
三重	19,000	19,000	18,000	18,000	27,000	16,000	18,000	13,000	21,000
滋賀	20,000	21,000	19,000	19,000	27,000	13,000	12,000	11,000	22,000
京都	19,000	21,000	19,000	19,000	27,000	13,000	12,000	11,000	22,000
大阪	20,000	21,000	20,000	19,000	28,000	14,000	13,000	12,000	22,000
兵庫	21,000	19,000	20,000	21,000	28,000	15,000	14,000	12,000	23,000
奈良	21,000	22,000	20,000	20,000	28,000	14,000	13,000	11,000	23,000
和歌山	22,000	24,000	19,000	18,000	28,000	17,000	16,000	13,000	23,000
鳥取	39,000	39,000	39,000	39,000	31,000	23,000	23,000	18,000	27,000
島根	41,000	41,000	41,000	41,000	51,000	59,000	22,000	22,000	45,000
岡山	23,000	23,000	23,000	22,000	30,000	18,000	17,000	16,000	25,000
広島	26,000	26,000	24,000	27,000	32,000	22,000	21,000	20,000	30,000
山口	32,000	32,000	27,000	32,000	38,000	23,000	22,000	21,000	32,000
徳島	39,000	39,000	38,000	38,000	49,000	18,000	17,000	15,000	42,000
香川	32,000	32,000	23,000	23,000	41,000	19,000	18,000	17,000	35,000
愛媛	41,000	41,000	41,000	41,000	51,000	59,000	24,000	21,000	45,000
高知	41,000	41,000	41,000	40,000	51,000	59,000	23,000	22,000	44,000
福岡	28,000	28,000	39,000	39,000	48,000	25,000	24,000	23,000	42,000
佐賀	40,000	41,000	41,000	41,000	51,000	27,000	26,000	25,000	42,000
長崎	48,000	49,000	48,000	43,000	58,000	62,000	27,000	27,000	52,000
熊本	35,000	36,000	34,000	34,000	53,000	28,000	28,000	27,000	47,000
大分	46,000	46,000	47,000	46,000	56,000	59,000	26,000	26,000	50,000
宮崎	40,000	42,000	40,000	40,000	56,000	48,000	47,000	44,000	44,000
鹿児島	37,000	37,000	36,000	36,000	59,000	67,000	31,000	30,000	40,000
沖縄	49,000	50,000	49,000	49,000	48,000	56,000	55,000	53,000	53,000

標準交通費一覧表（その他公共交通機関 長野～兵庫）

(単位：円)

	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫
北海道	40,000	48,000	38,000	47,000	49,000	51,000	54,000	50,000	51,000
青森	26,000	31,000	27,000	30,000	32,000	46,000	30,000	45,000	46,000
岩手	24,000	28,000	24,000	28,000	29,000	30,000	30,000	45,000	31,000
宮城	22,000	26,000	22,000	25,000	27,000	40,000	42,000	40,000	40,000
秋田	23,000	39,000	31,000	38,000	40,000	39,000	38,000	38,000	36,000
山形	22,000	26,000	23,000	26,000	28,000	42,000	42,000	41,000	41,000
福島	20,000	24,000	20,000	24,000	26,000	26,000	26,000	40,000	41,000
茨城	17,000	20,000	16,000	20,000	22,000	23,000	23,000	23,000	23,000
栃木	16,000	21,000	17,000	21,000	23,000	24,000	24,000	24,000	23,000
群馬	11,000	21,000	17,000	21,000	23,000	24,000	24,000	24,000	25,000
埼玉	12,000	18,000	12,000	17,000	19,000	20,000	19,000	20,000	21,000
千葉	15,000	18,000	12,000	18,000	19,000	21,000	21,000	21,000	19,000
東京	14,000	17,000	12,000	16,000	18,000	19,000	19,000	20,000	20,000
神奈川	14,000	16,000	11,000	16,000	18,000	19,000	19,000	19,000	21,000
新潟	19,000	26,000	21,000	25,000	27,000	27,000	27,000	28,000	28,000
富山	20,000	13,000	19,000	15,000	16,000	13,000	13,000	14,000	15,000
石川	21,000	12,000	18,000	16,000	18,000	12,000	12,000	13,000	14,000
福井	24,000	10,000	16,000	12,000	13,000	11,000	11,000	12,000	12,000
山梨	13,000	20,000	15,000	19,000	21,000	22,000	22,000	22,000	23,000
長野		13,000	20,000	13,000	15,000	17,000	16,000	17,000	17,000
岐阜	13,000		12,000	6,000	8,000	12,000	12,000	13,000	14,000
静岡	20,000	12,000		12,000	14,000	16,000	16,000	16,000	17,000
愛知	13,000	6,000	12,000		7,000	11,000	11,000	12,000	13,000
三重	15,000	8,000	14,000	7,000		13,000	13,000	9,000	12,000
滋賀	17,000	12,000	16,000	11,000	13,000		6,000	6,000	7,000
京都	16,000	12,000	16,000	11,000	13,000	6,000		6,000	7,000
大阪	17,000	13,000	16,000	12,000	9,000	6,000	6,000		6,000
兵庫	17,000	14,000	17,000	13,000	12,000	7,000	7,000	6,000	
奈良	18,000	13,000	17,000	12,000	8,000	7,000	7,000	6,000	7,000
和歌山	18,000	14,000	17,000	14,000	11,000	10,000	9,000	8,000	9,000
鳥取	24,000	18,000	22,000	18,000	16,000	12,000	15,000	13,000	11,000
島根	48,000	20,000	23,000	20,000	22,000	28,000	30,000	27,000	27,000
岡山	21,000	17,000	20,000	17,000	19,000	13,000	13,000	12,000	11,000
広島	23,000	20,000	22,000	20,000	21,000	17,000	17,000	16,000	15,000
山口	25,000	22,000	23,000	21,000	23,000	19,000	20,000	19,000	18,000
徳島	20,000	16,000	20,000	15,000	12,000	10,000	10,000	9,000	9,000
香川	39,000	18,000	21,000	19,000	19,000	14,000	14,000	13,000	13,000
愛媛	48,000	31,000	37,000	30,000	31,000	22,000	22,000	22,000	22,000
高知	48,000	19,000	23,000	21,000	23,000	16,000	17,000	15,000	15,000
福岡	46,000	22,000	25,000	24,000	24,000	21,000	21,000	20,000	20,000
佐賀	46,000	25,000	27,000	25,000	27,000	23,000	23,000	23,000	22,000
長崎	55,000	26,000	53,000	27,000	28,000	35,000	35,000	35,000	35,000
熊本	51,000	28,000	29,000	28,000	29,000	24,000	26,000	24,000	24,000
大分	53,000	26,000	28,000	25,000	27,000	23,000	23,000	23,000	23,000
宮崎	46,000	39,000	52,000	39,000	40,000	33,000	32,000	32,000	32,000
鹿児島	56,000	43,000	43,000	42,000	43,000	26,000	26,000	25,000	26,000
沖縄	46,000	48,000	54,000	47,000	48,000	43,000	43,000	43,000	42,000

標準交通費一覧表（その他公共交通機関 奈良～香川）  
(単位：円)

	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川
北海道	51,000	51,000	60,000	71,000	53,000	77,000	49,000	54,000	53,000
青森	46,000	47,000	54,000	66,000	48,000	79,000	39,000	57,000	49,000
岩手	46,000	31,000	52,000	54,000	32,000	37,000	43,000	53,000	45,000
宮城	40,000	42,000	49,000	60,000	33,000	48,000	38,000	31,000	31,000
秋田	39,000	41,000	57,000	59,000	41,000	42,000	46,000	56,000	49,000
山形	42,000	42,000	50,000	62,000	31,000	47,000	53,000	50,000	32,000
福島	26,000	28,000	47,000	59,000	29,000	47,000	36,000	29,000	29,000
茨城	24,000	23,000	27,000	43,000	25,000	30,000	30,000	42,000	34,000
栃木	25,000	23,000	28,000	45,000	27,000	30,000	36,000	43,000	36,000
群馬	25,000	24,000	28,000	45,000	27,000	30,000	32,000	43,000	35,000
埼玉	21,000	22,000	39,000	41,000	23,000	26,000	32,000	39,000	32,000
千葉	22,000	24,000	39,000	41,000	23,000	26,000	32,000	39,000	32,000
東京	20,000	19,000	39,000	41,000	23,000	24,000	27,000	38,000	23,000
神奈川	20,000	18,000	39,000	41,000	22,000	27,000	32,000	38,000	23,000
新潟	28,000	28,000	31,000	51,000	30,000	32,000	38,000	49,000	41,000
富山	14,000	17,000	23,000	59,000	18,000	22,000	23,000	18,000	19,000
石川	13,000	16,000	23,000	22,000	17,000	21,000	22,000	17,000	18,000
福井	11,000	13,000	18,000	22,000	16,000	20,000	21,000	15,000	17,000
山梨	23,000	23,000	27,000	45,000	25,000	30,000	32,000	42,000	35,000
長野	18,000	18,000	24,000	48,000	21,000	23,000	25,000	20,000	39,000
岐阜	13,000	14,000	18,000	20,000	17,000	20,000	22,000	16,000	18,000
静岡	17,000	17,000	22,000	23,000	20,000	22,000	23,000	20,000	21,000
愛知	12,000	14,000	18,000	20,000	17,000	20,000	21,000	15,000	19,000
三重	8,000	11,000	16,000	22,000	19,000	21,000	23,000	12,000	19,000
滋賀	7,000	10,000	12,000	28,000	13,000	17,000	19,000	10,000	14,000
京都	7,000	9,000	15,000	30,000	13,000	17,000	20,000	10,000	14,000
大阪	6,000	8,000	13,000	27,000	12,000	16,000	19,000	9,000	13,000
兵庫	7,000	9,000	11,000	27,000	11,000	15,000	18,000	9,000	13,000
奈良		9,000	13,000	28,000	12,000	16,000	20,000	10,000	14,000
和歌山	9,000		14,000	17,000	13,000	17,000	19,000	10,000	14,000
鳥取	13,000	14,000		10,000	11,000	16,000	19,000	15,000	12,000
島根	28,000	17,000	10,000		12,000	10,000	18,000	16,000	13,000
岡山	12,000	13,000	11,000	12,000		12,000	15,000	10,000	7,000
広島	16,000	17,000	16,000	10,000	12,000		11,000	17,000	13,000
山口	20,000	19,000	19,000	18,000	15,000	11,000		18,000	16,000
徳島	10,000	10,000	15,000	16,000	10,000	17,000	18,000		9,000
香川	14,000	14,000	12,000	13,000	7,000	13,000	16,000	9,000	
愛媛	23,000	23,000	15,000	35,000	12,000	13,000	19,000	10,000	12,000
高知	22,000	22,000	14,000	17,000	10,000	16,000	18,000	11,000	9,000
福岡	21,000	21,000	22,000	21,000	18,000	15,000	12,000	32,000	19,000
佐賀	22,000	23,000	24,000	23,000	19,000	17,000	14,000	34,000	21,000
長崎	35,000	36,000	26,000	50,000	22,000	19,000	16,000	37,000	22,000
熊本	24,000	24,000	26,000	25,000	22,000	19,000	16,000	37,000	23,000
大分	23,000	23,000	24,000	23,000	20,000	17,000	14,000	23,000	22,000
宮崎	33,000	35,000	38,000	48,000	35,000	31,000	28,000	37,000	35,000
鹿児島	26,000	26,000	29,000	41,000	26,000	24,000	21,000	43,000	27,000
沖縄	43,000	43,000	52,000	58,000	48,000	44,000	42,000	69,000	43,000

標準交通費一覧表（その他公共交通機関 愛媛～沖縄）

(単位：円)

	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
北海道	64,000	65,000	60,000	63,000	69,000	65,000	65,000	76,000	70,000	62,000
青森	59,000	60,000	58,000	48,000	74,000	51,000	64,000	71,000	65,000	81,000
岩手	54,000	58,000	42,000	45,000	62,000	48,000	59,000	59,000	62,000	72,000
宮城	53,000	53,000	48,000	51,000	68,000	53,000	56,000	51,000	47,000	59,000
秋田	59,000	59,000	56,000	56,000	66,000	61,000	64,000	58,000	55,000	56,000
山形	55,000	56,000	54,000	55,000	69,000	54,000	64,000	67,000	60,000	77,000
福島	54,000	49,000	46,000	49,000	57,000	52,000	54,000	49,000	45,000	46,000
茨城	45,000	43,000	41,000	41,000	52,000	38,000	49,000	50,000	41,000	53,000
栃木	45,000	45,000	42,000	45,000	29,000	38,000	50,000	50,000	41,000	54,000
群馬	45,000	42,000	42,000	42,000	52,000	39,000	50,000	50,000	41,000	54,000
埼玉	41,000	41,000	28,000	40,000	48,000	35,000	46,000	40,000	37,000	49,000
千葉	41,000	41,000	28,000	41,000	49,000	36,000	46,000	42,000	37,000	50,000
東京	41,000	41,000	39,000	41,000	48,000	34,000	47,000	40,000	36,000	49,000
神奈川	41,000	40,000	39,000	41,000	43,000	34,000	46,000	40,000	36,000	49,000
新潟	51,000	51,000	48,000	51,000	58,000	53,000	56,000	56,000	59,000	48,000
富山	59,000	59,000	25,000	27,000	62,000	28,000	59,000	48,000	67,000	56,000
石川	24,000	23,000	24,000	26,000	27,000	28,000	26,000	47,000	31,000	55,000
福井	21,000	22,000	23,000	25,000	27,000	27,000	26,000	44,000	30,000	53,000
山梨	45,000	44,000	42,000	42,000	52,000	47,000	50,000	44,000	40,000	53,000
長野	48,000	48,000	46,000	46,000	55,000	51,000	53,000	46,000	56,000	46,000
岐阜	31,000	19,000	22,000	25,000	26,000	28,000	26,000	39,000	43,000	48,000
静岡	37,000	23,000	25,000	27,000	53,000	29,000	28,000	52,000	43,000	54,000
愛知	30,000	21,000	24,000	25,000	27,000	28,000	25,000	39,000	42,000	47,000
三重	31,000	23,000	24,000	27,000	28,000	29,000	27,000	40,000	43,000	48,000
滋賀	22,000	16,000	21,000	23,000	35,000	24,000	23,000	33,000	26,000	43,000
京都	22,000	17,000	21,000	23,000	35,000	26,000	23,000	32,000	26,000	43,000
大阪	22,000	15,000	20,000	23,000	35,000	24,000	23,000	32,000	25,000	43,000
兵庫	22,000	15,000	20,000	22,000	35,000	24,000	23,000	32,000	26,000	42,000
奈良	23,000	22,000	21,000	22,000	35,000	24,000	23,000	33,000	26,000	43,000
和歌山	23,000	22,000	21,000	23,000	36,000	24,000	23,000	35,000	26,000	43,000
鳥取	15,000	14,000	22,000	24,000	26,000	26,000	24,000	38,000	29,000	52,000
島根	35,000	17,000	21,000	23,000	50,000	25,000	23,000	48,000	41,000	58,000
岡山	12,000	10,000	18,000	19,000	22,000	22,000	20,000	35,000	26,000	48,000
広島	13,000	16,000	15,000	17,000	19,000	19,000	17,000	31,000	24,000	44,000
山口	19,000	18,000	12,000	14,000	16,000	16,000	14,000	28,000	21,000	42,000
徳島	10,000	11,000	32,000	34,000	37,000	37,000	23,000	37,000	43,000	69,000
香川	12,000	9,000	19,000	21,000	22,000	23,000	22,000	35,000	27,000	43,000
愛媛		9,000	29,000	23,000	50,000	25,000	24,000	45,000	29,000	57,000
高知	9,000		32,000	33,000	35,000	37,000	38,000	48,000	43,000	62,000
福岡	29,000	32,000		9,000	12,000	11,000	13,000	22,000	16,000	35,000
佐賀	23,000	33,000	9,000		9,000	10,000	13,000	23,000	16,000	25,000
長崎	50,000	35,000	12,000	9,000		13,000	15,000	27,000	19,000	38,000
熊本	25,000	37,000	11,000	10,000	13,000		17,000	16,000	13,000	28,000
大分	24,000	38,000	13,000	13,000	15,000	17,000		11,000	21,000	48,000
宮崎	45,000	48,000	22,000	23,000	27,000	16,000	11,000		10,000	33,000
鹿児島	29,000	43,000	16,000	16,000	19,000	13,000	21,000	10,000		39,000
沖縄	57,000	62,000	35,000	25,000	38,000	28,000	48,000	33,000	39,000	

番号 項目	細目	原告らが主張する最低賠償額に関する基準の内容等	左記 基準の 種類	書証	備考、補足等
	第1	避難指示等対象区域一個人損害(項目の順序は別紙4の2、分析3版(甲D共180の2)に準拠)			
1 避難費用および帰宅費用	ア 交通費	(7) 同一都道府県内の移動 移動手段にかかわらず一人につき、移動1回あたり5000円。※負担した交通費が5000円を超える場合には、領収書の添付等が必要 (イ) 都道府県を超える場合の移動 別表1の標準交通費一覧表（「補償金ご請求のご案内」136～145頁）	東電基準(別紙1の1)	甲D共173p8以下	(ウ) 【原告らが主張する基準等】 「補償金ご請求のご案内」12頁において「※交通費のお支払いは、「避難等」の指示が解除された後、合理的な期間までの間に、移動回数10回までとさせていただきます。」とされているが、期間制限や回数制限は不适当である。
	イ宿泊費	領収書に記載の金額。但し、領収書がない場合でも1人当たり3000円程度。  妹宅、知人宅、親族宅（謝札を含む）、親類宅、親戚宅、親族への謝礼、宿泊先への謝礼等、宿泊謝礼等は、通常、領収証等の発行を求めるケースと思われるが、平均的費用を推計する方法による損害額が認容されるべきである。	ADR運用基準(別紙4の1, 2)	甲D共180の1p28, 甲D共180の2p67	
	ウ家財道具移動費用	(ア) 自家用車での移動 ・都道府県内移動 移動手段にかかわらず、1回あたり5000円。 ※負担額が5000円を超える場合には、領収書の添付等が必要 ・都道府県外移動 別表1の標準交通費一覧表（「補償金ご請求のご案内」136～145頁） (イ) その他の手段（運送業者等）での移動 領収書に記載の金額	東電基準(別紙1の1)	甲D共173p15以下	(ウ) 【原告らが主張する基準等】 「補償金ご請求のご案内」15頁における回数制限、期間制限は不适当である。
	エ 借家	借家は、賃料、礼金及び仲介手数料の全額並びに敷金相当額の2割程度を目安とする。敷金相当額を全額賠償する場合もあるが、この場合は原則として、後の期間の賃料賠償額を1～2割減額する（減額した額が敷金相当額の8割程度に満つるまで減額する。）。	ADR運用基準(別紙4の1)	甲D共180の1p28	
2 生活費増加分		【原告らが主張する基準等】 ①交通費、食費の増加分、水の購入費用、通信費、光熱費の増加分、被服費、クリーニング代、駐車場利用料、保育料・教育費、線量計購入費用、土壤検査・除草費用、ペット関連費、郵送費用、コピー代等および家財道具等購入費用については、精神的損害に含まれない生活費の増加分として認められるべきである。 ②「5 精神的損害」にかかる最低賠償額に関する基準は総括基準、指針に基づく基準であるが、当該基準は低額であることから、後述の「第2 自主的避難等対象区域、その他一個人損害」「4 生活費増加分」記載の基準を最低賠償額に関する基準として採用すべきである。	①につきADR運用基準(別紙4の2)	①につき甲D共180の2p67以下	
3 生命・身体的損害 該当なし					
4 就労不能損害		【原告らが主張する基準等】 中間収入の非控除限度額は、格別の立証を要することなく、1人月額50万円とし、個別の立証がなされた場合は、1人月額50万円以上を認定することも可能である。	総括委員会平成24年6月26日決定(別紙2)	甲D共176の11	平成24年6月21日の被告東京電力のプレスリース(別紙2, 甲D共176の11), 別紙4の2, 分析3版70頁以下等

5 精神的損害	ア 日常生活阻害慰謝料 (分析3版(甲D共231の2)72頁)	(ア) 避難指示区域 1人月額10万円を自安とする。 (イ) 旧緊急時避難準備区域 1人月額10万円を自安とし、通常の範囲の生活費の増加費用を含むものとする。 (ウ) 特定避難勧奨地点 (ア)に同じ。  総括基準1 (避難者の第2期の慰謝料について) は、「第1 今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料」として一人月額5万円、「第2 避難による慰謝料」として、避難所等における避難生活を余儀なくされている者に対し一人月額7万円	指針(別紙3の1~9) 総括基準(別紙2)	甲D共178の1~6, 乙D共1, 3, 5, 7	指針の内容をまとめたものとして、別紙4の2、分析3版p73(甲D共180の2)。  総括基準1の慰謝料の合計額は12万円である。  被告東電は、平成23年11月24日付プレスリリース(乙D共22)において、「避難生活等による精神的損害については、中間指針などを考慮した上で、事故発生から1年間は、」賠償金額を「10万円または12万円／月・人」とすることを見直した。  また、旧緊急時避難準備区域等につき、平成24年7月24日付プレスリリース(甲D共23, 26)あり。  また、包括請求方式の開始につき、平成24年7月24日付プレスリリース(甲D共25)あり。
	増額事由の例	〔原告らが主張する基準等〕 車椅子で生活していた申立人がバリアフリー環境を失ったこと、 避難先の高等学校に馴染めなかつたこと、 家族が別離したことで通勤・面会交通のための移動苦が生じたこと、 極度の精神不安定状態であったこと、 多数回の避難を行なつたこと、 母子家庭であったこと（親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境が悪化したこと）、 高齢であること  被告東京電力株式会社の平成26年1月17日付けプレスリリースの要介護者や障害者等に関し、その要介護度及び障害の程度に応じて月1万円から2万円の増額を、介護をした者についても一定の範囲で月1万円増額するという内容も最低基準とすべき	ADR運用基準(別紙4の2)	甲D共180の2p75以下	日常生活阻害慰謝料の増額事由は、総括基準2(別紙2、甲D共176の1, 3)  避難先における結婚並びに就業場所及び避難先の変更等は、避難慰謝料の打ち切りの理由とはならない。  避難先で避難前と同等の住居を確保し、生活の基盤を避難先に移したことが、避難終了と認定され得ない。
	イ その他の慰謝料	① 将来の生活の見通しが立たないという不安が増大したために生じた精神的損害、 ② 終の棲家を失ったことによる精神的損害、 ③ ペットが死亡したことによる精神的損害 ④ 人工妊娠中絶に係る精神的損害 ⑤ 滞在者慰謝料等 1人月額10万円 ⑥ 避難先において死亡したことによる精神的損害 ⑦ 介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられないことによる精神的損害 ⑧ 営農できなくなったことによる精神的損害 ⑨ 旧緊急時避難準備区域内の病院における過酷な状態で勤務したことによる精神的損害 ⑩ 退職したことによる精神的損害  事故後退職した事実さえ立証すれば、当該退職と原発事故との因果関係は通常認められることから、退職慰謝料が認められるべきである。その額は50万円下らず、具体的な事情によっては同額以上の慰謝料が認められるべきである。 ⑪ 避難指示のため津波にさらわれた親族の捜索の継続ができなかつたことによる精神的損害 ⑫ 放射線被ばくへの不安や恐怖に係る精神的損害 区域内やいわゆるホットスポットに2日以上滞在した者には、1人50万円（妊婦及び子供は100万円）の慰謝料	ADR運用基準(別紙4の2)	甲D共180の2p75以下	日常生活阻害慰謝料の増額事由は、総括基準2(別紙2、甲D共176の1, 3)  被告東電は、「移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る賠償のお取り扱いについて」と題する平成26年3月26日付プレスリリース(乙D共27)において、「中間指針第四次追補を踏まえ」、「期間困難区域」等の対象者に対し、一人700万円を支払う旨表明した。  被告東電は、「避難指示解除後の相当期間に係る賠償のお取り扱いについて」と題する平成26年3月26日付プレスリリース(乙D共28)において、「中間指針第四次追補を踏まえ」、居住制限区域等のうち、避難指示が解除された区域に生活の本拠があった者を対象に賠償額を表明した。

6 一時立入費用	ア 交通費、イ 宿泊費、ウ 家財道具の移動費用 「1 避難費用および帰宅費用」に同じ。 エ 除染費用 一人につき、一時立入1回あたり5000円(除染されたことを要する書類要) ※負担した額が5000円を超える場合には、領収書の添付等が必要	東電基準(別紙1の1)	甲D共173p14以下	
7-1 財物損害(不動産)				
個々の原告に生じた具体的な損害は、原告個別の準備書面にて主張する。なお、被告東電のプレスリリース(乙D25)				
7-2 財物損害(自動車)	個々の原告に生じた具体的な損害は、原告個別の準備書面にて主張する。			
7-3 財物損害(動産その他)				
別紙4の2 ADR運用基準目録2「7-3 財物損害(動産その他)」[原告らが主張する基準等]記載のとおり				
8-1 検査費用(人)	ア 検査費用 受診または受検の証明資料要 (ア) 健康診断費用 一人につき、1回あたり8000円 ※負担した額が8000円を超える場合には領収書の添付等が必要 (イ) 放射検査費用 一人につき、1回あたり1万5000円 ※負担した額が1万5000円を超える場合には領収書の添付等が必要	東電基準(別紙1の1)	甲D共173p28	
	イ 交通費 「市町村等の実施する自己負担のない受診または受検でも交通費をご負担されている場合には、ご請求いただけます。」 (ア) タクシー利用の場合 領収書に記載の金額 (イ) その他の交通機関を利用した場合 検査1回あたり5000円 ※負担した額が5000円を超える場合には領収書の添付等が必要	東電基準(別紙1の1)	甲D共173p28	
	ウ 宿泊費 (ア) 自家用車での移動 ・都道府県内移動 移動手段にかかわらず、1回あたり5000円。 ※負担額が5000円を超える場合には、領収書の添付等が必要 ・都道府県外移動 別表1の標準交通費一覧表(「補償金ご請求の案内」136~145頁) (イ) その他の手段(運送業者等)での移動 領収書に記載の金額	東電基準(別紙1の1)	甲D共173p15以下	
8-2 検査費用(物)	検査を受けたことを証明する資料要 1回あたり1万7000円 ※負担した額が1万7000円を超える場合には、領収書の添付等が必要	東電基準(別紙1の1)	甲D共173p29	
9 除染費用	個々の原告に生じた具体的な損害は、原告個別の準備書面にて主張する。			
10 その他損害	① 葬祭関連費用 ② 自動車の管理等の費用 避難中に処分、あるいは新たに取得した自動車について登録費用や証明証書取得費用等の賠償 ③ その他 避難によりペットを失ったことに関する慰謝料の賠償が認められた事例、住宅ローンの利息分相当額の賠償が認められた事例、建築士設計・監理業務委託契約に基づき、申立人らが支払った設計料相当額、着手金相当額の賠償が認められた事例等	ADR運用基準(別紙4の2)	甲D共180の2p98以下	個々の原告に生じた具体的な損害に関する準備書面にて主張する。

第2 自主的避難等対象区域、その他一個人損害				
1 精神的損害	ア 日常生活阻害慰謝料 (分析3版(甲D共180の2)72頁)	「第1 避難指示等対象区域一個人損害」「5 精神的損害」と同様、 1人月額10万円、 避難者の慰謝料を1人月額12万円を目安とすべきである。 但し、右記の基準を最低額基準とすることをさらに予備的に主張する。	① 東京電力は、直接請求に応じている金額である妊婦・子ども60万円、その他の対象者8万円の内訳として、60万円の内の20万円が精神的損害に対する慰謝料、8万円の内の4万円が精神的損害に対する慰謝料として主張していると思われる。(後略)(分析3版(甲D共180の2)105頁以下) ② ①に加え、妊婦・子ども12万円、その他の対象者に4万円(被告東京電力提出の既払金の表より)。 ③ 合計 妊婦・子ども72万円 その他の者12万円 〔原告らの主張〕 低額に過ぎる。	
	増額事由の例	「第1 避難指示等対象区域一個人損害」「5 精神的損害」に同じ	ADRにおいては、「東電の定額賠償金に含まれる精神的損害の金額に更に上乗せして提案するのは、次の場合に限る。① 23年3月に、総括基準2(精神的損害の増額事由等について)記載の事由があつた場合 ② その他、上乗せをすることもやむを得ない特別の事情がある場合」(分析2版(甲D共180の1)28頁。別紙4の1ADR運用基準目録1)とされている。	
2 避難費用および帰宅費用	ア 交通費 イ宿泊費 ウ家財道具移動費用 エ借家	「第1 避難指示等対象区域一個人損害」「1 避難費用および帰宅費用」に同じ。 但し、右記の1), 2)の基準等を最低額基準とすることを予備的に主張する。	ADRにおいては、「(定額を上回る実額の立証があった場合は、実額を賠償する。ただし、面会交通費を実額で賠償する場合は月2往復分の実額を限度とする。) 1) 東京電力への直接請求で避難交通費として認められている金額の8割を基準とする。 2) 別離家族の面会交通費は、1)による金額の月2往復分までを賠償の目安とする。」	
3 一時帰宅費用及び家族相互の訪問費用	「2 避難費用および帰宅費用」に同じ			
4 生活費増加分		(定額を上回る実額の立証があった場合は、実額を賠償) 1) 家財道具購入費 家族の全員で避難実行 … 定額15万円 家族の一部で避難実行 … 定額30万円 (避難先が親戚宅等の場合は定額15万円) 2) 避難継続中の毎月の生活費増加分 家族の全員で避難実行 … 定額0円 家族の一部で避難実行 … 定額として月額3万円 (父親一人が福島県内に残るような場合) なお、家族分離後、少ない人数で生活するグループの人数が2人の場合は定額として月額4万円、3人の場合は定額として月額5万円とする。 3) 避難継続中の避難雑費 平成24年以降につき、定額として子供・妊婦1人当たり月額2万円 (平成23年分は避難雑費の加算をしない。)	ADR運用基準1(別紙4の1) 甲D共180の1p27	
5 就労不能損害		「第1 避難指示等対象区域一個人損害」「4 就労不能損害」に同じ		

6 財物損害 個々の原告に生じた具体的な損害は、原告個別の準備書面にて主張する。				
7 除染費用 個々の原告に生じた具体的な損害は、原告個別の準備書面にて主張する。				
8-1 検査 費用 (人)	ア 検 査費用	「第1 避難指示等対象区域－個人損害」「8-1 検査費用(人)」と同じ		
	イ 交 通費			
	ウ 宿 泊費			
8-2 検査 費用 (物)		「第1 避難指示等対象区域－個人損害」「8-2 検査費用(物)」と同じ		
9 そ の他 の損 害		〔原告らが主張する基準等〕 ADR 和解事例と類似 する事案・損害については、同様の基準で最低額の 賠償が認められるべきである。		個々の原告に生じた具体的な 損害は、原告個別の準備書面 にて主張する。
	第3	避難指示等対象区域－営業損害 別紙4の2 ADR運用基準目録2「第3 避難指示等対象区域－ 営業損害」〔原告らが主張する基準等〕記載のとおり		
	第4	自主的避難等対象区域、その他－営業損害 別紙4の2 ADR運用基準目録2「第3 避難指示等対象区域－ 営業損害」〔原告らが主張する基準等〕記載のとおり		